

第2章 十日町市の現況と都市づくりの基本的課題

2-1 都市の概況

(1) 位置・地勢

本市は、新潟県の南部に位置し、東は南魚沼市・湯沢町、北は長岡市・小千谷市・魚沼市、西は柏崎市・上越市、南は津南町・長野県と接しています。

東京からは約200km、新潟市からは約100kmの地点にあります。

市域は、東西は31.4km、南北は41.1kmの広がりを持ち、面積は590.39km²であり、市域の約84%を山林や原野、雑種地・その他が占め、宅地の割合は2.1%とわずかとなっています。

市の東側には魚沼丘陵、西側には東頸城丘陵の山々が連なっており、中央部には日本一の大河信濃川が南北に流れ、十日町盆地とともに雄大な河岸段丘が形成されていますが、地形的な要因から急傾斜地崩壊危険区域や雪崩危険区域が多数分布しており、特に融雪期、梅雨期には土砂災害の発生する危険性の高い地形条件を有しています。

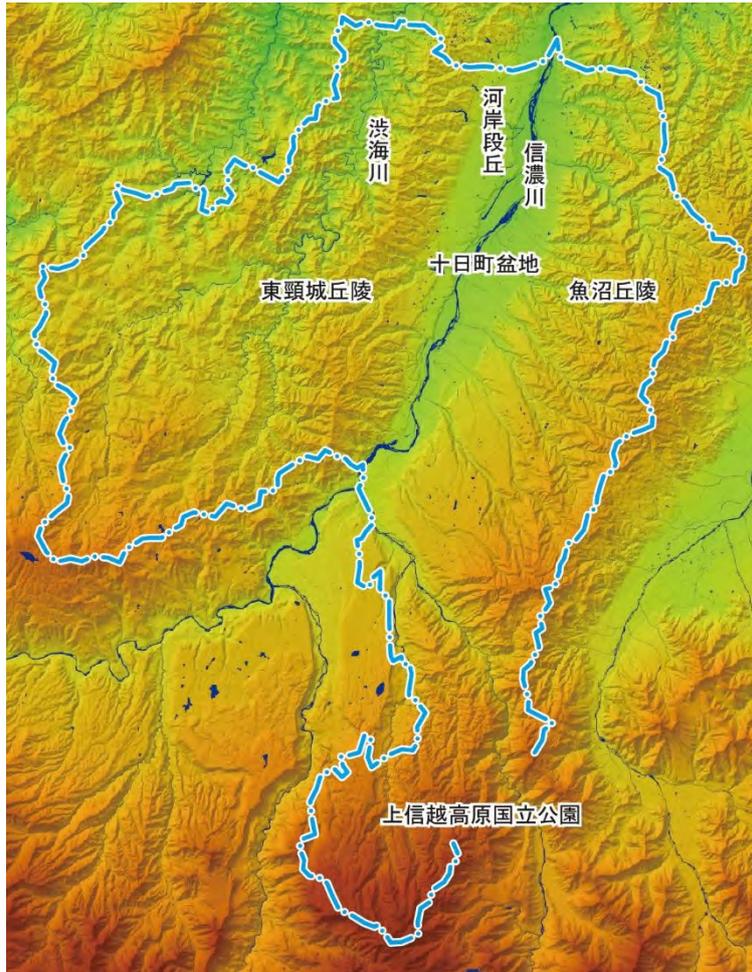
また、西部中山間地域には渋海川が南北に流れ、流域には集落が点在し、棚田などにより美しい農山村の景観を呈しています。

最南部は上信越高原国立公園の一角を占め、標高2,000m級の山岳地帯となっています。

地質は、市域の大部分に新生代魚沼層が分布しており、地震や大雨、融雪による土中への水の浸入等により、地すべりや土砂崩れの発生しやすい箇所が市内に数多く散在しています。特に、松代地域、松之山地域周辺の地層は、第三紀層で形成され、広範囲にわたり地すべり地帯を形成しています。

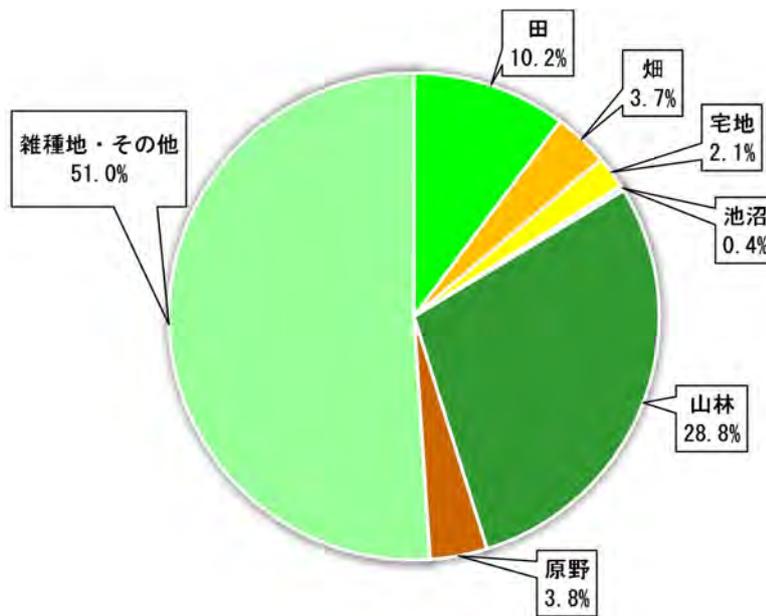


図 十日町市の位置



資料：国土地理院のデジタル標高地形図に加筆

図 十日町市の地形



資料：市総務部税務課「概要調書」

図 地目別面積の割合（令和4年）

(2) 気候

本市の2004年から2023年までの降雪量および最深積雪の推移を見ると、各年にばらつきが見られるものの、降雪量・最深積雪が2006年で1,471 cm・323 cm、2005年で1,343 cm・313 cm、2012年で1,209 cm・323 cmと、多い年では降雪量が1,000 cm、最深積雪が300 cmを超えており、豪雪地帯対策特別措置法に基づく特別豪雪地帯にも指定された日本有数の豪雪地域であることがわかります。

また、降水量については、毎年2,000 mmを超えており、2005年、2011年は3,000 mmを超えて多くなっています。



※前年8/1～当年の7/31を対象とした数値

※2021年は資料不足値（統計を行う対象資料が許容範囲を超えて欠けているもの）

資料：気象庁

図 降雪量と最深積雪の推移



※2011年は資料不足値（統計を行う対象資料が許容範囲を超えて欠けているもの）

資料：気象庁

図 降水量の推移

2-2 都市の現況

(1) 人口と世帯数

1) 人口・世帯数の推移

本市の人口は、昭和25年の10万4千人をピークに減少が進み、令和2年では49,820人となっています。世帯数も同様に減少しており、令和2年で18,012世帯となっています。

また、1世帯あたり人員は年々減少しており、平成12年で3.37人/世帯であったのが、令和2年では2.77人/世帯と核家族化が進行しています。

伸び率（令和2年/平成12年）を見ると、人口、世帯数ともに減少傾向にあり、人口が23.4%、世帯数が6.8%の減少となっています。



※平成12年は、合併前各市町村の数値を合計したもの

資料：国勢調査

図 人口・世帯数の推移

表 人口・世帯数・一世帯あたり人員の推移

(人、世帯、人/世帯、%)

年次	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	伸び率 R2/H12
人口	65,033	62,058	58,911	54,917	49,820	-23.4
世帯数	19,324	19,157	18,941	18,598	18,012	-6.8
1世帯あたり 人員	3.37	3.24	3.11	2.95	2.77	-17.8

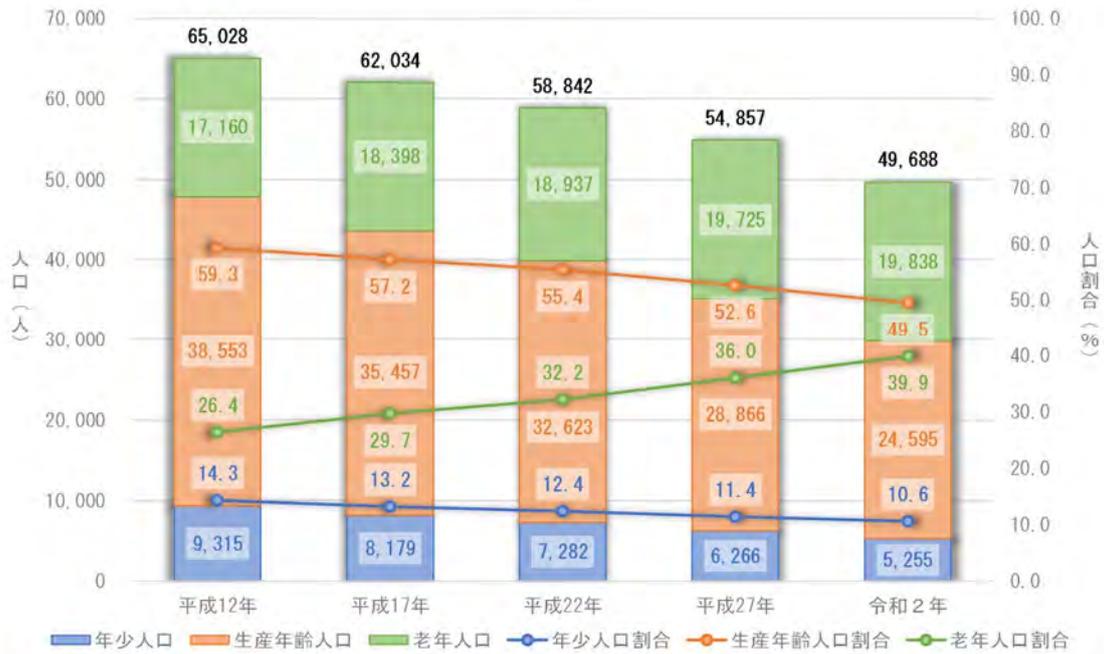
資料：国勢調査

2) 年齢別人口構成

年齢3区分別人口は、年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）が減少する一方で、老年人口（65歳以上）は増加しており、少子高齢化が進行しています。

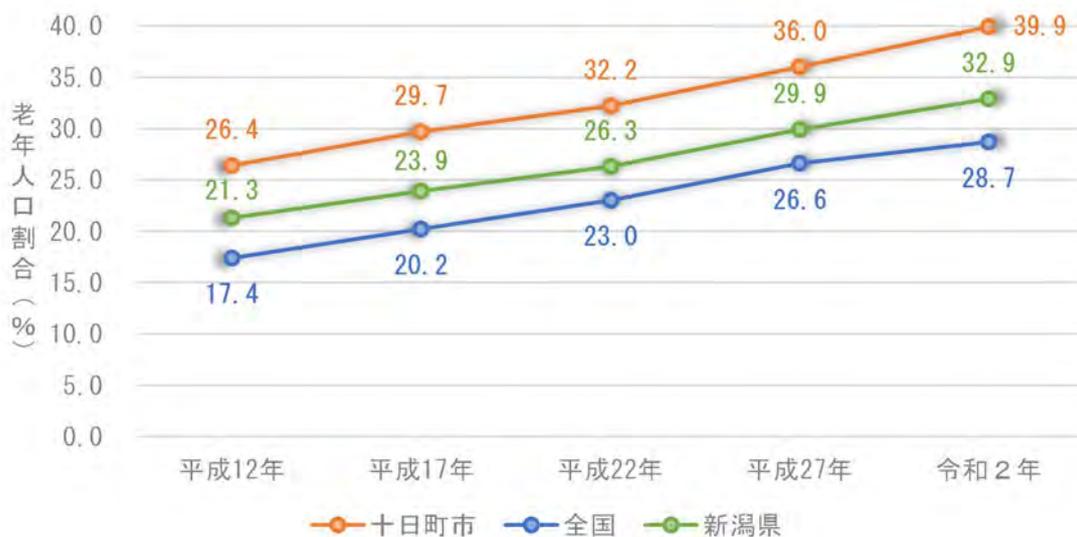
また、高齢化率（65歳以上の人口が占める割合）は、平成12年で26.4%であったのが、令和2年で39.9%と、1/3以上が65歳以上の高齢者となっています。

特に老年人口の割合は、県平均と国平均を上回って推移しており、高齢化が急速に進行しています。



資料：国勢調査（年齢不詳を除く）

図 年齢3区分別人口・人口割合の推移



資料：国勢調査（年齢不詳を除く）

図 高齢化の状況

3) 地域別人口

本市の地域別人口を見ると、各地域とも減少が続いており、伸び率（令和2年／平成17年）では、松之山地域が36.7%減と最も減少しており、次いで松代地域が28.2%減、中里地域が24.7%減、川西地域が24.3%減、十日町地域が16.1%減となっています。



資料：国勢調査

図 地域別人口の推移

(2) 産業

1) 農林業

本市では、十日町産魚沼コシヒカリをはじめ、かぼちゃ・ねぎ・えだまめ・ユリ切り花・妻有ポークなど多彩な農畜産物が生産されています。また、特用林産物のきのこ類（なめこ・えのき茸など）の生産量は全国トップクラスで、特になめこは国内生産量の約15%を占め、全国一の実績を誇ります。

総農家数は年々減少しており、平成12年で6,629戸であったのが、令和2年で3,845戸と42%減少しています。同様に、水稻においても令和元年の3,702人から令和5年の3,090人へと、農業者数は5年間で16.5%減少しています。一方で、同期間の耕作面積は微減（△2.7%）で推移しており、農地の集約化が進んでいます。



資料：農林業センサス

図 総農家の推移



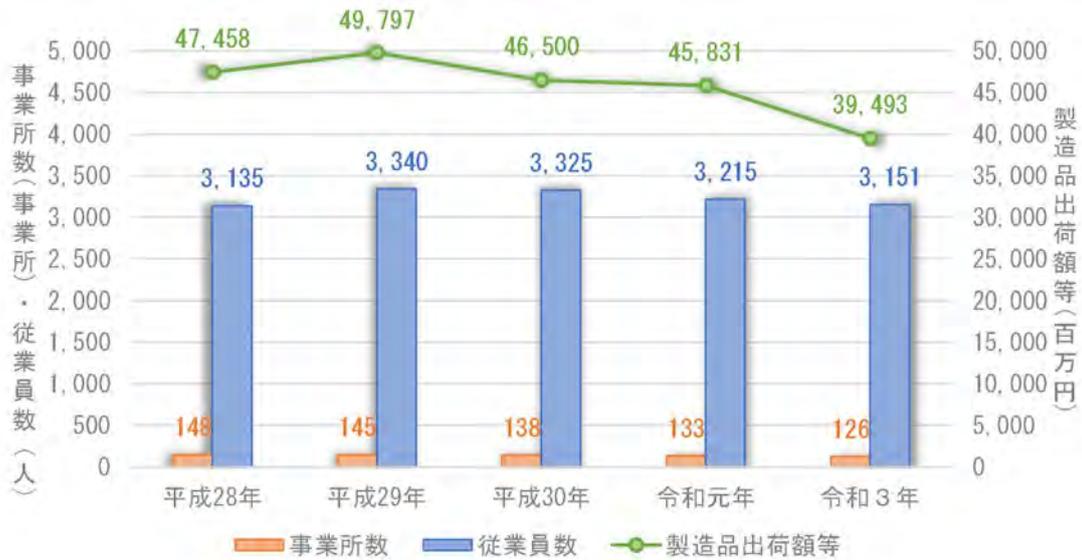
資料：十日町市

図 水稻に関する農業者数と耕作面積の推移

2) 工業

工業の推移を見ると、事業所数は減少傾向で従業員数は横ばいとなっており、令和3年では、事業所数が126事業所、従業員数が3,151人となっています。

また、製造品出荷額等は平成29年まで増加していましたが、その後は減少に転じており、令和3年では39,493百万円となっています。



資料：工業統計調査、経済センサス

図 事業所数・従業員数・製造品出荷額等の推移



十日町産魚沼コシヒカリ



なめこ工場の収穫ライン

3) 商業

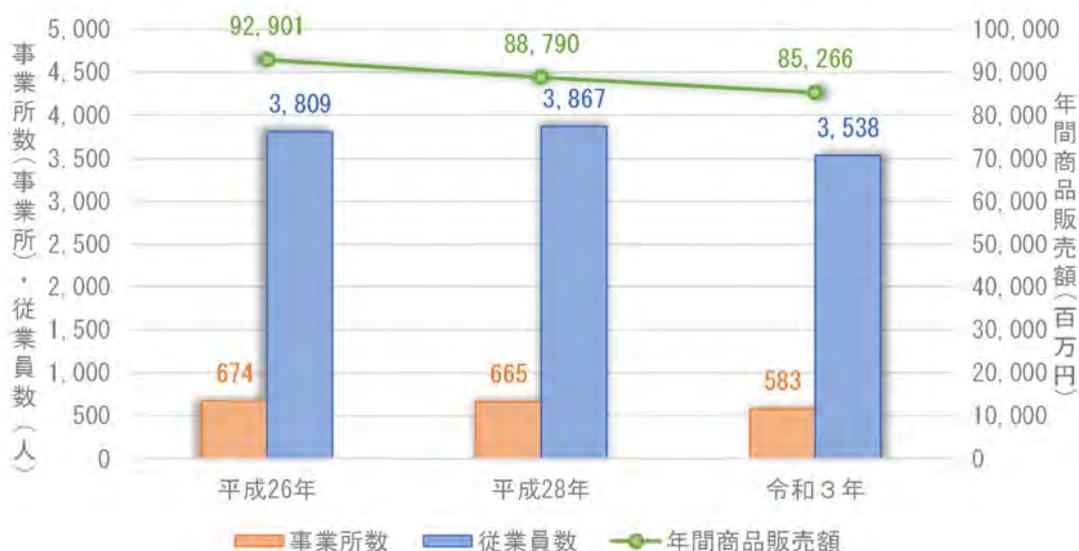
商業の推移を見ると、事業所数・従業員数・年間商品販売額ともに減少傾向を示しており、令和3年では、事業所数が583事業所（平成26年から13.5%減少、以下同様）、従業員数が3,538人（7.1%減少）、年間商品販売額が85,266百万円（8.2%減少）となっています。

これは人口減少による影響の他、不安定な経済情勢による消費委縮やインターネット利用など無店舗販売方式の普及など、時代を背景にした様々な要因によるものと考えられます。

また、流通の形態では他の地方都市と同じく、モータリゼーションの進展や消費者ニーズの多様化などにより、市街地の商店街と郊外に立地する大規模商業施設などとの間で集客力の分散を招いています。

さらに、低廉な価格で消費者にアピールする専門店や利便性の高いコンビニエンスストアなど、多様で新たな店舗群が郊外に立地を続けてきました。

その一方で、市街地の商店街や周辺の商店は、不利な立地条件・近代化の遅れ・後継者不足などから、厳しい状況におかれています。



資料：商業統計調査、経済センサス

図 事業所数・従業員数・年間商品販売額の推移

4) 観光

本市には、豊かな自然と雪国文化、国宝火焰型土器に代表される歴史的資源、雪やきもの等を生かした祭りやイベント、温泉、スキー場、リゾートホテルなど、数多くの観光資源が点在しています。

そのような本市の観光客数を見ると、平成28年から平成30年までは増加傾向にありましたが、令和元年では減少に転じているとともに、令和2年以降は新型コロナウイルス感染症の影響から大きく減少し、令和3年では1,024千人となっています。その後、新型コロナウイルス感染症に関する行動制限が緩和された令和4年では1,919千人と回復しています。



資料：新潟県観光入込客統計調査

図 観光客数の推移



美人林

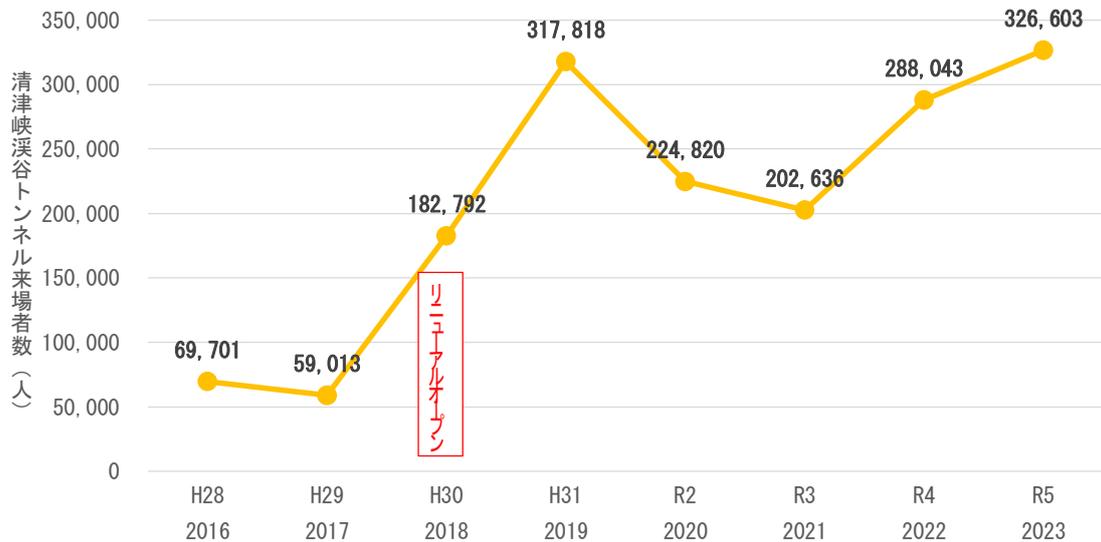


インバウンド観光客の雪国体験



たくさんの失われた窓のために (内海昭子)

また、平成 12 年から開催している「大地の芸術祭」は世界的レベルの現代アートの国際展として知られており、国内外から多くの観光客が訪れます。なかでも「清津峡溪谷トンネル」は、平成 30 年に大地の芸術祭作品としてリニューアルしたことで、景観と現代アートが融合した絶景スポットとして、強力な誘客コンテンツに生まれ変わりました。令和元年には、来場者はリニューアル直前の約 5 倍に増えました。



資料：十日町市

図 清津峡溪谷トンネル来場者数の推移



清津峡溪谷トンネル「Tunnel of Light」
(マ・ヤンソン/MAD アーキテクト)



越後妻有里山現代美術館 MonET

(3) 交通体系

1) 道路網

本市の道路網は、南北方向に信濃川に沿って国道 117 号が縦断しており、広域交通の要として、市内の十日町地域と中里地域、隣接市町の小千谷市や津南町等と連絡しています。

一方、東西方向には北から国道 252 号・国道 253 号・国道 353 号・国道 405 号が横断していますが、一部区間において峠越え道路や不連続な箇所があり、特に積雪期において幹線道路としての定時性や安全性が低下する傾向にあります。

また、これらの国道を骨格として、国道 403 号や主要地方道、一般県道が市内を連絡していますが、未改良区間、通行規制区間が多くみられます。

特に信濃川左岸地区や十日町地域東部の山間地においては、地形的条件等から南北方向の有効な路線が存在しないという問題があります。

一方、上越地域と魚沼地域の交流を促進するとともに、北陸自動車道、関越自動車道等と合わせて、信頼性の高い循環型広域ネットワークの形成が期待されている「上越魚沼地域振興快速道路」(延長約 60 km) については、八箇峠道路(延長約 8.5 km) の八箇 IC～野田 IC 間(延長約 6.6 km) が開通し、現在は十日町市北鎧坂から八箇 IC に至る「十日町道路(延長約 10.8 km)」が整備区間となっています。

表 道路整備状況、橋梁数、トンネル数

道路種別	実延長 (km)	改良・未改良別延長 (km)			橋梁		トンネル	
		改良済	未改良	改良率 (%)	橋数	延長 (km)	本数	延長 (km)
一般国道	150.6	137.9	12.7	91.6	84	4.5	22	14.5
県道	251.2	184.9	66.3	73.6	87	2.4	6	3.1
市道	1,217.5	769.6	447.9	63.2	328	4.8	11	1.8
計	1,619.3	1,092.4	526.9	67.5	499	11.7	39	19.4

資料：十日町市地域防災計画（風水害等対策編）、令和 3 年 4 月 1 日現在



国道 253 号八箇峠道路
八箇インターチェンジ

2) 鉄道

JR飯山線十日町駅の一日当たり乗車客数は減少傾向を示しており、令和5年度では386人/日となっています。

一方、ほくほく線十日町駅の一日当たり乗車客数は、新型コロナウイルス感染症の流行により、令和2年度にかけて減少傾向を示しておりましたが、現在は回復傾向にあり、令和5年度では758人/日となっています。



資料：十日町市地域公共交通計画ほか

図 JR飯山線十日町駅の一日当たり乗車客数の推移



資料：十日町市地域公共交通計画ほか

図 ほくほく線十日町駅の一日当たり乗車客数の推移

3) 路線バス

令和5年度の路線バス利用者数は、約28万9千人であり、平成29年度と比較すると約25万3千人（約47%）減少しています。



資料：十日町市地域公共交通計画ほか

図 路線バスの利用者数の推移

4) 市営バス・予約型乗合タクシー

市営バス・予約型乗合タクシーの利用者数は、平成29年度まで減少し、その後、増加傾向に転じています。



資料：十日町市地域公共交通計画ほか

図 市営バスの利用者数の推移



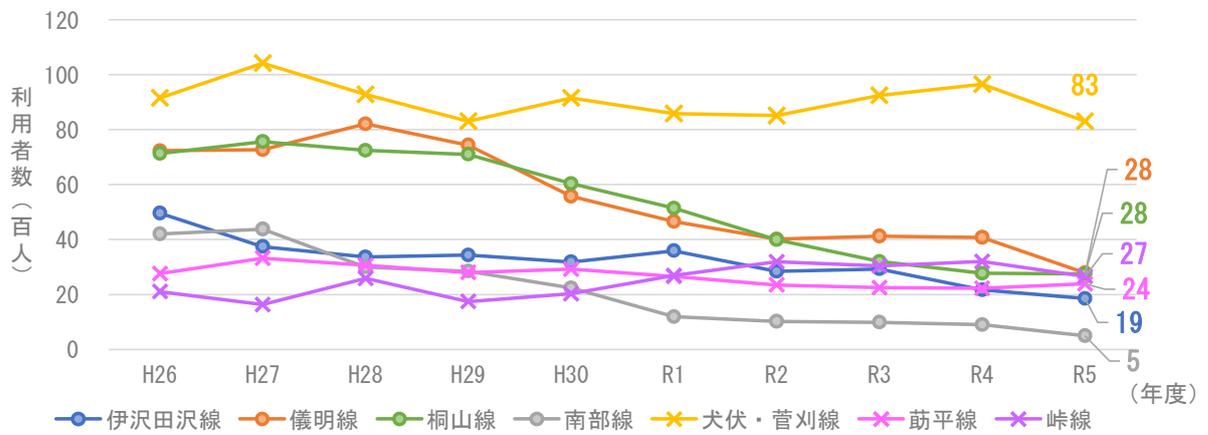
資料：十日町市地域公共交通計画ほか

図 予約型乗合タクシーの利用者数の推移



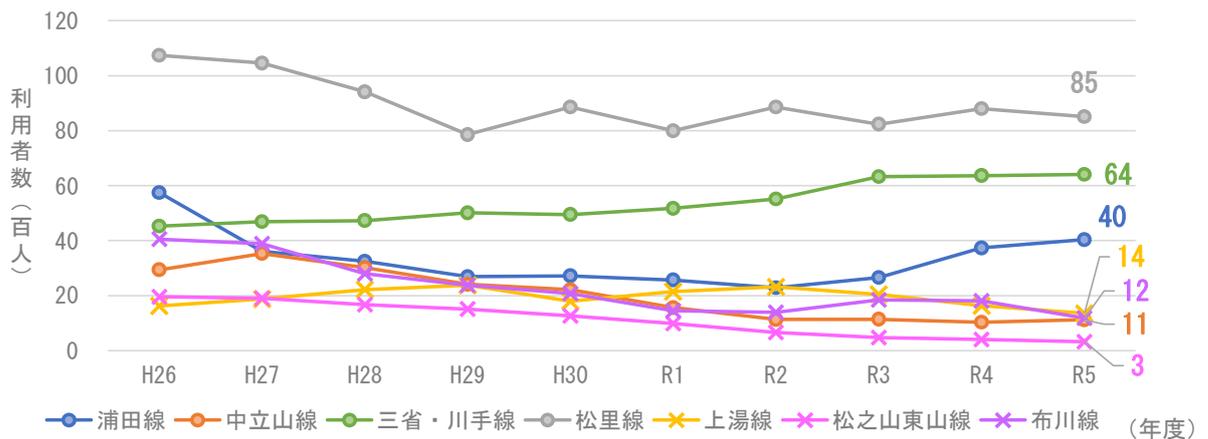
市営バス

一方、中山間地域の市営バスについては、松代地域の「南部線」、松之山地域の「松之山東山線」・「布川線」などでは、利用者が大きく減少しています。



資料：十日町市

図 市営バスの利用者数（松代地域）の推移



資料：十日町市

図 市営バスの利用者数（松之山地域）の推移

(4) 公園・緑地

本市は、周囲を上信越高原国立公園や直峰松之山大池県立自然公園をはじめとする緑豊かな山々に囲まれ、また、十日町市総合公園・川西総合緑地公園・信濃川運動公園等大きな公園も整備されています。

十日町地域の市街地や住宅地の中にも公園は整備されていますが、整備から相当の年数を経過しているため、遊具等の老朽化がみられます。

表 公園・広場等の開設状況（令和6年3月31日現在）

都市計画決定公園		その他公園		農村公園など		市全体の公園	
箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)
13	15.13	75	156.94	14	6.79	102	178.86

資料：都市計画課

表 一人当たり都市公園面積現況（令和6年3月31日現在）

区分		人口(人)	箇所数	公園面積(ha)	1人当たり面積(m ²)
十日町市	都市計画区域内	38,017	67	129.99	34.2
	DID区域内	15,070	23	7.14	4.7
新潟県平均					17.8
全国平均					10.8

資料：都市計画課



児童センター「めごろんど」しばふ広場

(5) 上水道

本市では、十日町地域・川西地域の上水道による2地区、十日町地域・中里地域・松代地域・松之山地域の簡易水道による36地区、十日町地域・中里地域・松代地域の小規模水道による3地区、松代地域・松之山地域の飲料水供給施設による3地区において水道水を供給しています。

十日町地域上水道については、長期的な視野に立った災害時に対応できる施設更新を目指し、平成18年に策定した耐震化計画と、平成20年度に策定した「十日町市地域水道ビジョン」に基づき整備を進めています。

(6) 下水道

本市では、下水道として公共下水道・特定環境保全公共下水道・農業集落排水・合併処理浄化槽があり、それぞれ整備が進められています。

公共下水道は、十日町地域において845ha計画され、普及率は99.97%となっています（令和5年3月現在）。

特定環境保全公共下水道は十日町地域・川西地域・中里地域・松代地域・松之山地域において整備が進められ、すべての地域で概ね完成しています。

市街地以外の地区については、十日町地域・川西地域・松代地域において農業集落排水が整備されており、これらの事業の整備区域外については合併処理浄化槽の整備が進められているところです。

(7) 河川・水辺

本市の河川は、大半を信濃川水系（信濃川、清津川、渋海川等）が占めています。また、市内を流れる一級河川の総延長距離は約336kmで、県内でも有数となっています。

一方、中山間地域には、大池・弁天池など、池や農業貯水池が数多く点在しており、古くから生活・農業・消雪用水等に利用されています。



十日町浄水場



十日町市下水処理センター

(8) 都市計画・都市整備の状況

1) 区域指定状況

① 都市計画区域

十日町市の都市計画区域面積は 19,545ha (十日町都市計画区域：16,895 ha、川西都市計画区域：2,650 ha) が指定されており、区域区分は定められていません。

2) 地域地区

① 用途地域

用途地域面積は 640ha (十日町都市計画区域：530ha、川西都市計画区域：110ha) であり、住居系4地域、商業系2地域、工業系2地域が指定されています。

十日町都市計画の用途地域の内訳は、住居系が 297ha (56.0%) で最も多く、商業系 38ha (7.2%)、工業系 195ha (36.8%) となっています。

一方、川西都市計画の用途地域の内訳は、住居系が 90ha (81.8%) で最も多く、商業系 11ha (10.0%)、工業系 9ha (8.2%) となっています。

② 特別用途地区

十日町都市計画区域の準工業地域に、特別用途地区(大規模集客施設制限地区)が 174ha (最終決定年月日：平成 26 年 12 月 15 日) 指定されています。

また、川西都市計画区域の準工業地域に、特別用途地区(大規模集客施設制限地区)が 9.1ha (当初決定年月日：平成 24 年 12 月 14 日) 指定されています。

③ 準防火地域

十日町都市計画区域の本町商店街の一部(近隣商業地域)に、準防火地域が 38ha (最終決定年月日：平成 26 年 12 月 15 日) 指定されています。

表 都市計画区域および用途地域の面積・建ぺい率・容積率（十日町都市計画区域）

地域・地区	面積 (ha)	構成比 (%)	建ぺい率 (%)	容積率 (%)
都市計画区域	16,895.0	—	—	—
第1種低層住居専用地域	—	—	—	—
第2種低層住居専用地域	—	—	—	—
第1種中高層住居専用地域	57.0	10.8	60	150
第2種中高層住居専用地域	10.0	1.9	60	150
第1種住居地域	200.0	37.8	60	200
第2種住居地域	22.0	4.2	60	200
第2種住居地域	7.6	1.4	60	300
準住居地域	—	—	—	—
(住居系計)	297.0	56.0	—	—
近隣商業地域	4.0	0.8	80	200
商業地域	34.0	6.4	80	400
(商業系計)	38.0	7.2	—	—
準工業地域	174.0	32.8	60	200
工業地域	21.0	4.0	60	200
工業専用地域	—	—	—	—
(工業系計)	195.0	36.8	—	—
用途地域	530.0	100.0	—	—

資料：新潟県の都市計画（資料編）（令和5年版）、令和5年3月31日現在

表 都市計画区域および用途地域の面積・建ぺい率・容積率（川西都市計画区域）

地域・地区	面積 (ha)	構成比 (%)	建ぺい率 (%)	容積率 (%)
都市計画区域	2,650.0	—	—	—
第1種低層住居専用地域	—	—	—	—
第2種低層住居専用地域	—	—	—	—
第1種中高層住居専用地域	27.0	24.5	60	200
第2種中高層住居専用地域	31.0	28.2	60	200
第1種住居地域	5.0	4.5	60	200
第2種住居地域	27.0	24.5	60	200
準住居地域	—	—	—	—
(住居系計)	90.0	81.8	—	—
近隣商業地域	11.0	10.0	80	200
商業地域	—	—	—	—
(商業系計)	11.0	10.0	—	—
準工業地域	9.1	8.3	60	200
工業地域	—	—	—	—
工業専用地域	—	—	—	—
(工業系計)	9.0	8.2	—	—
用途地域	110.0	100.0	—	—

資料：新潟県の都市計画（資料編）（令和5年版）、令和5年3月31日現在

3) 都市施設

① 都市計画道路

本市の都市計画道路は、令和4年3月末現在、十日町都市計画区域では19路線、総延長30,600mを都市計画決定しており、完成率は55.9%となっています。

また、川西都市計画区域では3路線、総延長5,970mを都市計画決定しており、完成率は15.2%となっています。

表 都市計画道路一覧（十日町都市計画区域）

路線番号	路線名称	幅員 (m)	延長 (m)	完成済延長	完成率 (%)	暫定完成延長	事業中延長	未着手延長	決定年月日
3. 3. 1	高山太子堂線	22	3,750	0	0.0	3,640	0	3,750	S44.05.22
3. 4. 2	駅通り川原町線	11~18(18)	590	460	78.0	0	0	130	S33.03.28
3. 4. 3	高田町南線	18	1,460	1,460	100.0	0	0	0	S44.05.22
3. 4. 4	稲荷町線	16	1,120	490	43.8	0	320	310	S33.03.28
3. 4. 5	高田町通り線	15~16(16)	1,870	1,400	74.9	0	0	470	S33.03.28
3. 4. 6	川治昭和町線	15~16(16)	2,680	1,730	64.6	740	0	950	S33.03.28
3. 5. 7	本町西線	12~20(12)	3,980	3,500	87.9	0	0	480	S33.03.28
3. 5. 8	山本高山線	8~12(12)	700	700	100.0	0	0	0	S39.10.07
3. 4. 9	田川南線	8~16(16)	2,490	2,490	100.0	0	0	0	S33.03.28
3. 5.10	四日町新田線	12	680	0	0.0	0	0	680	S44.05.22
3. 5.11	新座線	12	550	550	100.0	0	0	0	S44.05.22
3. 5.12	本町東線	8~12(12)	1,380	720	52.2	0	0	660	S33.03.28
3. 4.13	本町通り線	10.2~22(18)	5,330	1,740	32.6	470	0	3,590	S33.03.28
3. 5.14	新座四日町線	11~12(12)	1,300	310	23.8	600	0	990	S57.08.03
3. 5.15	川治明石町線	12~16(12)	600	30	5.0	580	0	570	S60.02.22
3. 3.16	西中央通り線	25	720	140	19.4	0	0	580	H04.10.23
3. 5.17	高田町稲荷町線	12	590	590	100.0	0	0	0	H04.10.23
7. 6. 1	停車場山本線	8	680	680	100.0	0	0	0	S33.03.28
8. 7. 1	十日町駅連絡道	4	130	130	100.0	0	0	0	H04.10.23
計		19路線	30,600	17,120	55.9	6,030	320	13,160	

資料：新潟県の都市計画（資料編）（令和5年版）、令和5年3月31日現在

表 都市計画道路一覧（川西都市計画区域）

路線番号	路線名称	幅員 (m)	延長 (m)	完成済延長	完成率 (%)	暫定完成延長	事業中延長	未着手延長	決定年月日
3. 4. 1	中央通り線	15.5~18(18)	3,120	0	0.0	0	0	2,410	H06.04.01
3. 4. 2	東通り線	16	1,550	0	0.0	0	0	1,550	H06.04.01
3. 5. 3	川西十日町線	12~18(12)	1,300	910	70.0	0	0	390	H06.04.01
計		3路線	5,970	910	15.2	0	0	4,350	

資料：新潟県の都市計画（資料編）（令和5年版）、令和5年3月31日現在

表 都市計画道路の整備状況

都市計画区域名	路線数	決定延長 (km)	改良済延長(km) (B)	改良率 (%) (B/A)	舗装済延長(km) (C)	舗装率 (%) (C/A)	完成済延長(km) (D)	完成率 (%) (D/A)
十日町	19	30.60	17.12	55.9	23.14	75.6	17.12	55.9
川西	3	5.97	1.62	27.1	1.62	27.1	0.91	15.2

資料：新潟県の都市計画（資料編）（令和5年版）、令和5年3月31日現在

② 公園・緑地

都市計画公園・緑地の整備状況は、令和4年3月末現在、総合公園が1箇所（開設面積 10.7ha）、街区公園が11箇所（開設面積 2.23ha）、緑地が1箇所（開設面積 2.2ha）開設しています。

表 都市計画公園、緑地一覧（十日町都市計画区域）

番号	種別	公園名	面積 (ha)		決定年月日	
			計画 決定	開設	当初	変更
2.2.1	街区公園	春日公園	0.27	0.27	S37.11.22	S53.06.14
2.2.2	街区公園	千歳公園	0.22	0.22	S44.10.01	S53.06.14
2.2.3	街区公園	河内公園	0.27	0.27	S44.10.01	S53.06.14
2.2.4	街区公園	寿南公園	0.18	0.18	S44.10.01	S53.06.14
2.2.5	街区公園	寿北公園	0.26	0.26	S44.10.01	S53.06.14
2.2.6	街区公園	住吉公園	0.15	0.15	S46.06.15	S53.06.14
2.2.7	街区公園	美雪公園	0.18	0.18	S46.06.15	S53.06.14
2.2.8	街区公園	錦公園	0.11	—	S46.06.15	S53.06.14
2.2.9	街区公園	妻有東公園	0.14	0.14	S49.02.20	S53.06.14
2.2.10	街区公園	妻有西公園	0.24	0.24	S49.02.20	S53.06.14
2.2.11	街区公園	南新田西公園	0.18	0.18	S51.05.15	S53.06.14
2.2.12	街区公園	南新田東公園	0.14	0.14	S53.06.14	
5.6.1	総合公園	十日町市総合公園	50.9	10.7	S56.08.21	S61.12.09
公園計 13(12)箇所			53.24	12.93		
1	緑地	十日町市緑地	2.7	2.2	S59.02.28	R02.06.01
計 14(13)箇所			55.94	15.13		

※（ ）内は開設している公園数

資料：新潟県の都市計画（資料編）（令和5年版）、令和5年3月31日現在

③ 土地区画整理事業

土地区画整理事業は、昭和 18 年以降、13 地区（142.8ha）が認可されています。

そのうち、県および市施行による土地区画整理事業は 4 地区（51.0ha）となっています。

表 土地区画整理事業一覧

事業名	都市計画決定		事業主体	認可年月日 (公告日)	施行面積 (ha)	施行年月日
	面積	年月日				
十日町都市計画 十日町土地区画整理事業	13.2	S18.06.24	県	S18.07.02	13.2	S18～S24
十日町第 1 土地区画整理事業	—	—	組合	S25.10.17	5.6	S25～S27
十日町都市計画 高山土地区画整理事業	8.1	S31.08.06	市	S32.01.29	8.2	S31～S35
島土地区画整理事業	—	—	組合	S38.12.31	4.7	S38～S45
山本土地区画整理事業	—	—	組合	S39.12.04	30.8	S39～S43
高山第 2 土地区画整理事業	—	—	組合	S41.01.11	9.7	S40～S46
旭ヶ丘団地土地区画整理事業	—	—	個人	S44.06.17	3.1	S44
川治土地区画整理事業	—	—	組合	S44.10.17	12.8	S44～S46
十日町織物工業団地 土地区画整理事業	—	—	個人	S46.12.24	10.5	S46～S47
四日町新田土地区画整理事業	—	—	組合	S47.11.04	10.8	S47～S51
下川原土地区画整理事業	—	—	共同	S49.09.10	3.7	S49～S50
十日町都市計画事業 十日町駅西土地区画整理事業	13.8	H04.10.23	市	H05.12.17	13.8	H5～H24
十日町都市計画事業 西本町土地区画整理事業	15.9	H09.09.29	市	H10.05.29	15.9	H10～H26
計	51.0	4 地区	13		142.8	

資料：新潟県の都市計画（資料編）（令和 5 年版）、令和 5 年 3 月 31 日現在

④ 公共下水道・特定環境保全公共下水道

本市では、十日町市公共下水道、川西町特定環境保全公共下水道により、汚水、雨水が処理されています。

表 公共下水道・特定環境保全公共下水道

名称	市町村決定年月日		排水区域 (ha)		幹線管渠 (m)			ポンプ場		処理場		
	当初	最終	汚水	雨水	合流管	汚水管	雨水管	箇所数 (ヶ所)	敷地 (㎡)	名称	供用開始 年月日	敷地 (㎡)
十日町市 公共下水道	S49.10.5	H26.12.4	809	378						十日町市 下水処理センター	S58.5.1	47,800
川西町特定 環境保全 公共下水道	H4.10.14	H4.10.14	140	140		2,250		1	430	十日町市 下水処理センターへ 接続		

資料：新潟県の都市計画（資料編）（令和 5 年版）、令和 5 年 3 月 31 日現在

(9) 地域指定および土地利用規制

1) 都市計画法

本市の都市計画区域は、合併前の行政区分に沿って、十日町都市計画区域(16,895ha)と川西都市計画区域(2,650ha)に区分されています。

また、両都市計画区域ともに区域区分は指定されていません。

2) 農業振興地域の整備に関する法律

本市の農業振興地域は 476.92 k m²が指定されており、その内、97.08 k m²が農用地区域に指定されています。

3) 自然公園法

本市では、昭和 24 年9月に清津峡が上信越高原国立公園に指定され、数十メートルにそそり立つ柱状節理の絶壁と急流の取り合わせの素晴らしさは、上信越高原国立公園の中で、最も美しい渓谷といわれています。

また、松之山温泉から大巖寺高原に至る区域が直峰松之山大池県立自然公園に指定されており、里山の多様な自然が息づいています。

4) 自然環境保全法

苗場山北側中腹斜面に位置する小松原湿原は、池塘ちとうがよく発達し、湿原植物や優れた植物群落が生育していることから、小松原自然環境保全地域に指定されています。

また、長安寺裏山に生育しているブナ林は、ブナクラス域下部の自然林として、また、魚沼地方の低地の原植生を示すものとして価値が高いことから、長安寺緑地環境保全地域に指定されています。

5) その他法規制

市内には、野生鳥獣の保護、増殖を図るために設定された鳥獣保護区が4か所、3年間狩猟を休み、狩猟鳥獣の増殖を図る休猟区が2か所あります。

また、本市は山地の占める割合が多く、急峻な地形や地すべり災害の発生しやすい地質を有していることなどから、急傾斜地の崩壊や土石流、地すべり等の土砂災害(特別)警戒区域や雪崩危険区域が多く点在しています。

(10) 災害

本市は、これまで大火、雪害、地震、水害等に何度か見舞われています。住宅や生活様式の変化および常備消防等の整備により、大火の発生は近年みられません。

1) 雪害

本市は平成 17 年の合併以降、下表の通り災害救助法を適用する豪雪が発生しています。

表 豪雪の被害状況（平成 17 年合併以降）

平成 18 年豪雪
<p><概要></p> <ul style="list-style-type: none">・雪害（現地）対策本部設置期間 平成 17 年 12 月 14 日～12 月 26 日・豪雪（現地）対策本部設置期間 平成 17 年 12 月 26 日～平成 18 年 1 月 5 日・豪雪災害（現地）対策本部設置期間 平成 18 年 1 月 5 日～5 月 15 日・清津川支流一級河川大松沢川土砂災害現地対策本部 平成 18 年 4 月 24 日～5 月 15 日・十日町市災害救助条例、新潟県災害救助条例適用 平成 18 年 1 月 5 日～5 月 15 日・災害救助法適用 平成 18 年 1 月 6 日～3 月 25 日・自主避難 西方地区 3 世帯 6 人 田麦地区 1 世帯 3 人
<p><被害></p> <ul style="list-style-type: none">・人的被害 死者 5 人、重傷者 15 人、軽傷者 26 人・家屋被害 一部損壊 9 棟 床上浸水 1 棟 床下浸水 8 棟・非家屋被害 全壊 18 棟 半壊 2 棟 一部損壊 38 棟 床上浸水 1 棟・雪崩が市内各所で発生し、1 人が巻き込まれて死亡。市内 15 箇所全面交通止め等の規制がなされた。・停電 14,129 戸（12 月 11 日から 4 月 4 日の間）・農業施設被害 格納庫全壊 5 棟 酪農施設損壊 3 件 養豚施設損壊 6 件 養殖施設損壊 2 件 栽培施設損壊 11 件
平成 23 年豪雪
<p><概要></p> <ul style="list-style-type: none">・雪害対策本部設置期間 平成 23 年 1 月 20 日～1 月 27 日・豪雪対策本部設置期間 平成 23 年 1 月 27 日～1 月 31 日・豪雪災害対策本部設置期間 平成 23 年 1 月 31 日～2 月 16 日・豪雪対策本部設置期間 平成 23 年 2 月 16 日～5 月 26 日・十日町市災害救助条例、新潟県災害救助条例適用 松之山 平成 23 年 1 月 28 日～5 月 26 日 十日町・中里・松代 平成 23 年 1 月 30 日～5 月 26 日・災害救助法適用 川西 平成 23 年 1 月 27 日～2 月 15 日 川西以外の区域 平成 23 年 1 月 31 日～2 月 15 日
<p><被害></p> <ul style="list-style-type: none">・人的被害 死者 2 人、重傷者 26 人、軽傷者 13 人・家屋被害 半壊 1 棟、一部損壊 6 棟、床下浸水 6 棟・非住家被害 全壊 11 棟、半壊 1 棟、一部損壊 12 棟

<p>平成 24 年豪雪</p> <p><概要></p> <ul style="list-style-type: none"> 雪害対策本部設置期間：平成 24 年 1 月 16 日～1 月 27 日 豪雪対策本部設置期間：平成 24 年 1 月 27 日～1 月 31 日 豪雪災害対策本部設置期間：平成 24 年 1 月 31 日～2 月 17 日 豪雪対策本部設置期間：平成 24 年 2 月 16 日～5 月 10 日 災害救助法適用： <ul style="list-style-type: none"> 松代 平成 24 年 1 月 28 日～2 月 16 日 その他の区域 平成 24 年 1 月 31 日～2 月 16 日 <p><被害></p> <ul style="list-style-type: none"> 人的被害：死者 4 人、重傷者 5 人、軽傷者 31 人 家屋被害：一部損壊 5 棟、床下浸水 1 棟 非住家被害：全壊 5 棟、一部損壊 2 棟
<p>平成 25 年豪雪</p> <p><概要></p> <ul style="list-style-type: none"> 豪雪対策本部設置期間：平成 25 年 2 月 22 日 豪雪災害対策本部設置期間：平成 25 年 2 月 22 日～3 月 4 日 豪雪対策本部設置期間：平成 25 年 3 月 4 日～5 月 7 日 災害救助法適用：平成 25 年 2 月 22 日～3 月 3 日 <p><被害></p> <ul style="list-style-type: none"> 人的被害：死者 1 人、重傷者 8 人、軽傷者 17 人 家屋被害：半壊 1 棟 非住家被害：全壊 2 棟、一部損壊 1 棟
<p>平成 27 年豪雪</p> <p><概要></p> <ul style="list-style-type: none"> 豪雪対策本部設置：平成 27 年 2 月 22 日～3 月 3 日（豪雪対策本部のみ設置） 災害救助法適用 <ul style="list-style-type: none"> 川西、中里、松之山地域：平成 27 年 2 月 12 日～2 月 21 日 十日町市、松代地域：平成 27 年 2 月 14 日～2 月 23 日 <p><被害></p> <ul style="list-style-type: none"> 人的被害：死者 3 人、重傷者 24 人、軽傷者 11 人 非住家被害：全壊 5 棟、一部損壊 4 棟
<p>平成 30 年豪雪</p> <p><概要></p> <ul style="list-style-type: none"> 災害救助法適用：平成 30 年 2 月 14 日～2 月 23 日 <p><被害></p> <ul style="list-style-type: none"> 人的被害：死者 4 人、重傷者 7 人、軽傷者 91 人 非住家被害：全壊 1 棟
<p>令和 3 年豪雪</p> <p><概要></p> <ul style="list-style-type: none"> 大雪警戒本部設置：令和 3 年 1 月 2 日～1 月 7 日、2 月 1 日～4 月 30 日 豪雪災害対策本部設置期間：令和 3 年 1 月 10 日～1 月 31 日 災害救助法適用：令和 3 年 1 月 10 日～1 月 31 日 <p><被害></p> <ul style="list-style-type: none"> 人的被害：死者 1 人、重傷者 10 人、軽傷者 29 人 家屋被害：一部損壊 25 棟、床上浸水 2 棟、床下浸水 2 棟 非住家被害：全壊 16 棟、半壊 3 棟、一部損壊 25 棟

資料：十日町市地域防災計画

2) 地震

本市は、旧5市町村の合併を間近に控えた平成16年10月23日に、新潟県中越大地震に見舞われ、旧十日町市は震度6強・旧川西町は震度6弱を記録し、死者9人、重軽傷者592人、全壊棟数107棟という甚大な被害を受けました。

また、新潟県中越沖地震（平成19年7月16日）や長野県北部地震（平成23年3月12日）等による地震被害が発生しています。

表 地震の被害状況

新潟県中越大震災	
<概要>	
<ul style="list-style-type: none"> ・発生年月日：平成16年10月23日 午後5時56分 ・震源：新潟県中越地方（東経138.52度、北緯37.18度） ・規模：深さ13キロメートル、マグニチュード6.8 ・余震を含めた旧市町村ごとの最大震度：6強＝旧十日町市 6弱＝旧川西町・旧中里村・旧松代町 5強＝旧松之山町 	
<被害>	
<ul style="list-style-type: none"> ・建物被害：住家全壊107棟、大規模半壊156棟、半壊962棟、一部破損13,733棟 ・人的被害：死者9人、重傷者70人、軽傷者522人 ・インフラ被害：直下型の激震と長期に渡って続いた強い余震により、電気・水道・道路・公共交通機関等のライフラインが遮断された。電話もほとんどつながらない状態が続いた。また、土砂災害の恐れにより、地震後も長期的な避難を強いられる地域があった。 	
新潟県中越沖地震	
<概要>	
<ul style="list-style-type: none"> ・発生年月日：平成19年7月16日 午前10時13分 ・震源：上中越沖（東経138.37度、北緯37.33度） ・規模：深さ17キロメートル、マグニチュード6.8 ・余震を含めた市内の最大震度：5強＝十日町市松代・十日町市千歳町・十日町市高山 5弱＝川西・松之山 4＝中里 	
<被害>	
<ul style="list-style-type: none"> ・建物被害：住家全壊1棟、半壊14棟、一部破損202棟 ・人的被害：軽傷者8人 ・インフラ被害：特になし 	
長野県北部地震	
<概要>	
<ul style="list-style-type: none"> ・発生年月日：平成23年3月12日 午前3時59分 ・震源：長野県北部（東経138.36度、北緯37.59度） ・規模：深さ8キロメートル、マグニチュード6.7 ・余震を含めた市内の最大震度：6弱＝十日町市上山・十日町市松代・十日町市松之山 5強＝十日町市水口沢 5弱＝十日町市千歳町 	
<被害>	
<ul style="list-style-type: none"> ・建物被害：住家全壊31棟、半壊193棟、一部損壊1,100棟、公共建物39棟、その他381棟 ・人的被害：軽傷者9人 ・インフラ被害：上下水道・道路・JR飯山線・ほくほく線等のライフラインが遮断された。 	

資料：十日町市地域防災計画

3) 水害

平成 23 年 7 月に発生した新潟・福島豪雨では、災害救助法が適用される水害となりました。

表 水害の被害状況

平成 23 年 7 月新潟・福島豪雨
<p><概要></p> <p>平成 23 年 7 月 27 日の 15:00 から降り始めた雨は 30 日まで断続的に降り続き、市内における最大雨量は 565mm、1 時間あたりの最大雨量は 121mm を記録した。</p> <ul style="list-style-type: none">・災害対策本部設置期間：平成 23 年 7 月 29 日～平成 26 年 3 月 7 日・避難勧告：153 世帯 443 人
<p><被害></p> <ul style="list-style-type: none">・人的被害：死者 1 名、行方不明者 1 名、軽傷者 3 名・家屋被害：全壊 9 棟、大規模半壊 4 棟、半壊 37 棟、一部損壊 363 棟・床上浸水（家屋のみ）：120 棟・床下浸水（非家屋床上・下含む）：720 棟・非家屋被害：全壊 6 棟、半壊 10 棟、一部損壊 103 棟・土木施設被害：道路（国道市道）交通規制 4 箇所、道路（国県道）7 路線（10 箇所）、市道全面通行止 12 路線・農林水産被害：農地 3,576 箇所、堤・ため池 90 箇所、農道被害 1,010 箇所、水路被害 707 箇所、林道 149 箇所

資料：十日町市地域防災計画



平成 23 年 7 月新潟・福島豪雨の被害（川原町）

(11) 空家

令和2年4月現在、住宅数 17,212 戸のうち空家数は 810 戸（空家率： 4.7%）となっています。

地域別では、十日町地域が 419 戸と最も多く、空家数の半数以上を占めており、その他の地域では、川西地域が 134 戸、松代地域が 130 戸、中里地域が 85 戸、松之山地域が 42 戸となっています。

また、空家率では、松代地域が 9.0%と最も高くなっています。



※空家率は、各地域の住宅数に占める空家数の割合

資料：十日町市空家等対策計画(令和2年11月)

図 空家の状況

(12) 景観・文化財

1) 景観

本市の地形は、信濃川とその河岸段丘、市街地部、西部および東部の丘陵・山間地の大きく3つに分類され、それぞれ独特の環境および景観の特性を有しています。

信濃川とその河岸段丘では、背後の田園景観とも相まって水と緑豊かなうるおいのある景観を呈しています。

市街地部における街路やアーケード等の整備においては、景観に配慮した街並み整備の取組が実施されてきましたが、郊外大規模商業施設の出店や後継者不足等により市街地部の空き店舗や空地が目立つようになる等、市街地景観の魅力の低下につながっています。

一方、丘陵・山間地の農村地域においては、豊かな自然や里山景観を背景に、趣きのある集落景観が形成されています。特に、美しい棚田が多く、農林水産省の「つなぐ棚田遺産」に14地区が選ばれています。そのなかでも、松代地域の「星峠の棚田」は、大小様々な田んぼ約200枚が斜面を埋めつくすように広がっており、本市を代表する棚田となっています。



市街地南側より撮影

表 「つなぐ棚田遺産」の認定状況

名 称	所 在 地	面 積
慶地の棚田	東下組（十日町）	79.3ha
池谷・入山の棚田	中条庚（十日町）	17.8ha
枯木又の棚田	中条丁（十日町）	20.6ha
三ツ山の棚田	新座乙（十日町）	14.6ha
星峠の棚田	峠（松代）	30ha
蒲生の棚田	蒲生（松代）	1.6ha
儀明の棚田	儀明（松代）	1.1ha
松代の棚田	松代	10ha
蓬平の棚田	蓬平（松代）	11.3ha
小荒戸の棚田	小荒戸（松代）	1.9ha
菅刈の棚田	菅刈（松代）	6 ha
布川の棚田群	松之山下布川、 松之山中尾、 松之山東川、 松之山上鰻池、 松之山下鰻池、 松之山五十子平、 松之山赤倉、 松之山坪野、 松之山東山	66.9ha
留守原の棚田	松之山天水島	1.1ha
三桶の棚田	松之山三桶	8.3ha

資料：農林水産省



星峠の棚田

2) 文化財

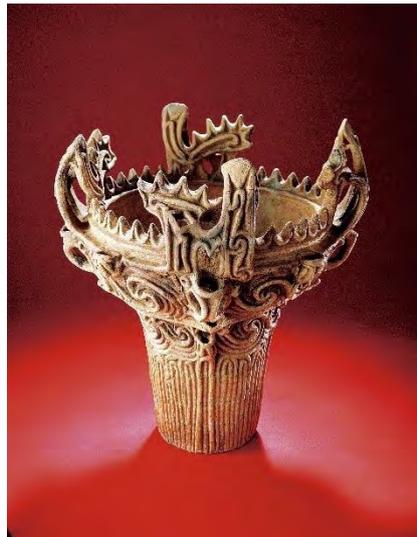
本市の歴史は「織物」とともにつくられてきたといっても過言ではなく、古くは縄文時代の遺跡から編み跡のある土器が発見されています。そして、天平時代には麻布、江戸時代には「越後縮」、幕末からは絹織物産地として発展してきました。

また、本市は遺跡の宝庫でもあり、出土した縄文時代の火焰型土器をはじめとする「笹山遺跡出土品（928点）」は、縄文土器としては国内初、新潟県では唯一の国宝に指定されました。

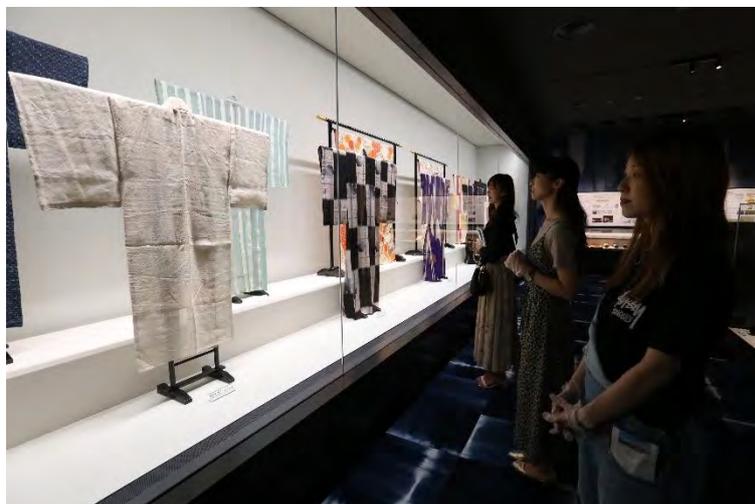
これらの考古資料の他にも、市内各地に神社仏閣や民俗芸能、伝統行事など、貴重な文化財が数多く存在しています。

令和3年4月現在、本市には、国宝を含む国指定文化財9件、国登録有形文化財9件、新潟県指定文化財12件、新潟県選定保存技術1件、十日町市指定文化財117件、十日町市指定地域文化財26件があります。

また、日本有数の豪雪地として知られる本市は、豪雪に育まれてきた歴史と文化を語るストーリー「究極の雪国とおかまちー真説！豪雪地ものがたりー」が、令和2年に「日本遺産」に認定されました。



国宝・火焰型土器



十日町市博物館「織物の歴史」

2-3 上位・関連計画

(1) 上位計画の概要

1) 魚沼圏域広域都市計画マスタープラン（平成29年3月：新潟県策定）

魚沼圏域広域都市計画マスタープランは、十日町市、魚沼市、南魚沼市、湯沢町、津南町を構成市町とする圏域計画であり、圏域を構成する都市間のつながり、他圏域や隣接県との関係を踏まえ、圏域共通の目標や将来像の実現に向けた広域的な都市づくりの方針を示しています。

■圏域の目標

「豊かな自然・雪・伝統を活かして交流が広がる定住圏域」

○ 地域文化や雪とともに持続的に発展する圏域の形成

人口減と高齢化が進む中でも、圏域内の都市拠点や基幹的集落地の生活サービス機能や魅力を維持しながら、拠点と地区及び集落とのネットワークを強化することにより、自立した圏域を目指す。さらに、都市として持続可能な機能の誘導を進め、賑わいの創出を目指すとともに、隣接する都市圏との結びつきを強化する。

○ 広域ネットワークの強化による多様な交流の支援

首都圏に近い立地条件と整備が進む地域高規格道路を含む広域交通ネットワークを活用しながら、各都市拠点や観光拠点など、相互の連携の強化を図り、他圏域や県外との多様な交流と定住の促進、地域経済の活性化を目指す。

○ 自然や文化など多様な地域資源の保全と活用

森林・里山の自然資源や田園・河川などの身近な自然環境を保全し、自然と調和した都市を目指す。また、豪雪地であるという特徴や地域の歴史・産業・暮らし、優れた景観などを継承し、多様な交流が広がる資源として活用することを目指す。

○ 豪雪をはじめとする自然災害に対する暮らしの安全・安心確保

全国有数の豪雪地として雪による災害や地震、土砂災害、水害など多様な災害リスクに対して、災害の発生を抑制する防災対策と、被害を最小化する減災対策を図り、安全に安心して暮らし続けることのできる都市を目指す。

2) 十日町都市計画区域マスタープラン（平成 29 年 3 月：新潟県策定）

十日町都市計画区域マスタープランは、十日町都市計画区域における概ね 20 年後の都市の姿の基本的な方向（区域区分の方針や都市施設の整備目標は概ね 10 年後）を定めたものです。

【十日町都市計画区域の都市づくりの目標】

- 都市機能の誘導と広域交通ネットワークを活かした交流の促進
- 自然や文化など多様な地域資源の保全と活用
- 豪雪をはじめとした自然災害に対する暮らしの安全・安心確保

【市街地の土地利用の方針（主要用途別の土地利用の方針）】

●商業地

商業地は、多様な商業施設が集積し、都市のにぎわいの中心となる地区である。個性があり魅力的な市街地の形成とにぎわいの創出を図るとともに、新たな商業機能の適正な立地を誘導しながら、都市全体の商業の動向や鉄道、道路などの交通ネットワークを考慮し、都市に必要な規模を配置する。

本町通り、駅通り、昭和町通り、高田町通りの 4 つの商店街及びそれらに囲まれた中心市街地は、土地利用の効率化などにより、商業集積とにぎわいの創出を図る。

●工業地

工業地は、地域の工業生産活動の中心となる工場、事業所などが集積する地区である。産業構造の変化へ対応しながら、原則として工業生産活動を妨げるおそれのある用途の混在を防止するとともに、周辺の居住環境への影響に十分配慮し、道路や緑地等の都市基盤との整合を図り配置する。

城之古地区の十日町織物工場団地周辺は、居住環境の改善の観点から、住工混在地域に立地する工場などの移転収容地として位置付ける。

その他既存の工業地では、引き続き交通の利便性を活かし、産業の集積及び機能維持を図る。

●住宅地

住宅地は、地域の特性を踏まえながら、良好な居住環境の維持及び形成を図る地区である。居住環境の悪化をもたらすおそれのある建物用途や建築形態の混在の防止を考慮して住宅地を配置する。また、住宅の安全性、耐久性、快適性、エネルギー効率性の向上等を目指し「新潟県住生活マスタープラン」に基づき、良質な住宅の供給を促進する。

まちなかにおいては、高齢者や子育て世帯など多様な世代が安心して暮らせる利便性の高い居住地として、居住環境の改善を図りながら、多様なニーズに対応した住宅の供給を促進する。

市街化が進行しつつある地区は、地域の特性や周辺環境との調和を図り、良好な居住環境の形成に向けた計画的な土地利用を図る。

【白地地域の土地利用の方針（地域区分別の土地利用の方針）】

●自然地域

市域の東側に連なる魚沼丘陵地などの良好な自然環境を、生態系に配慮しながら将来にわたり保全する。また、田川、川治川などの周辺は、良好な水辺の景観や豊かな生態系に配慮しながら保全する。

●農業地域

白地地域に広がる広大な優良農地は、食料生産のほか、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な田園景観の形成などの多面的機能を有していることから、将来にわたり保全する。

●集落地域

白地地域内には、自然や田園環境に調和した低層戸建て住宅を主体とするゆとりある集落地が形成されている。これらの地域においては、適切な開発の規制、誘導を行い、周辺環境と調和したゆとりのある居住環境及び営農環境の維持、形成を図る。

●混合地域

国道 117 号沿道や市街地に近接した地域では、住宅や工場、業務施設、沿道サービス施設などが混在している。これらの地域では、環境の悪化防止及び改善を促進するため、農林漁業との調整を図った上で地区計画や特定用途制限地域を活用することなどにより、開発の適正な規制、誘導を図る。

●特定地域

公共公益施設等として整備されている地区は、目的に応じた土地利用を促進する。

【交通施設の都市計画の決定の方針（基本方針）】

●人にも環境にもやさしい都市交通の実現

コンパクトな都市づくりを進めるため過度に自動車に依存しない都市交通を目指す。具体的には、公共交通の利便性の向上などにより持続可能な交通ネットワークを形成し、人にも環境にもやさしい都市交通の実現を目指す。

●暮らしと命を守る道路ネットワークの整備

冬期間における円滑な交通の確保や災害時における避難路や緊急輸送道路等の確保など、住民の暮らしと命を守るため、雪や災害に強い道路ネットワークの整備を目指す。

【下水道及び河川の都市計画の決定の方針（基本方針）】

●下水道

水環境や生活衛生環境の保全・改善、都市環境の向上を図るため下水道の計画的な整備を促進する。また、災害に強い都市づくりを展開するため、河川管理者とも連携し、雨水排水の強化により浸水被害の防止・軽減を図る。

本都市計画区域は、公共下水道、特定環境保全公共下水道の整備がおおむね完了している。今後は、合併処理浄化槽などの地域に適した汚水処理施設の整備を促進する。さらに、将来の人口減少を見据えて、効率的・効果的な維持・更新を図る。

●河川

本都市計画区域には信濃川、田川、川治川をはじめとする河川が流れており、各河川では、洪水による浸水被害から地域の安全を確保するために整備を進めている。また、本区域の雨水排水において重要な役割も果たしており、引き続き流下能力の向上などに努める。また、整備途上段階での施設能力や計画規模を上回る洪水に対し、被害を軽減するため、必要な河川については、洪水ハザードマップの作成・周知などにより住民の防災意識の向上を図る。

なお、農地や山林などの開発については、開発区域からの流出増による下流域の洪水等の被害を避けるため、土地利用計画に基づき適正に誘導し、流域が本来有する保水、遊水機能が損なわれないよう配慮する。

治水面での対策とあわせて、都市におけるうるおいとやすらぎの場や、多様な動植物の生息・生育・繁殖の場として、自然環境の保全や景観に配慮しながら住民に親しまれる川づくりを推進する。

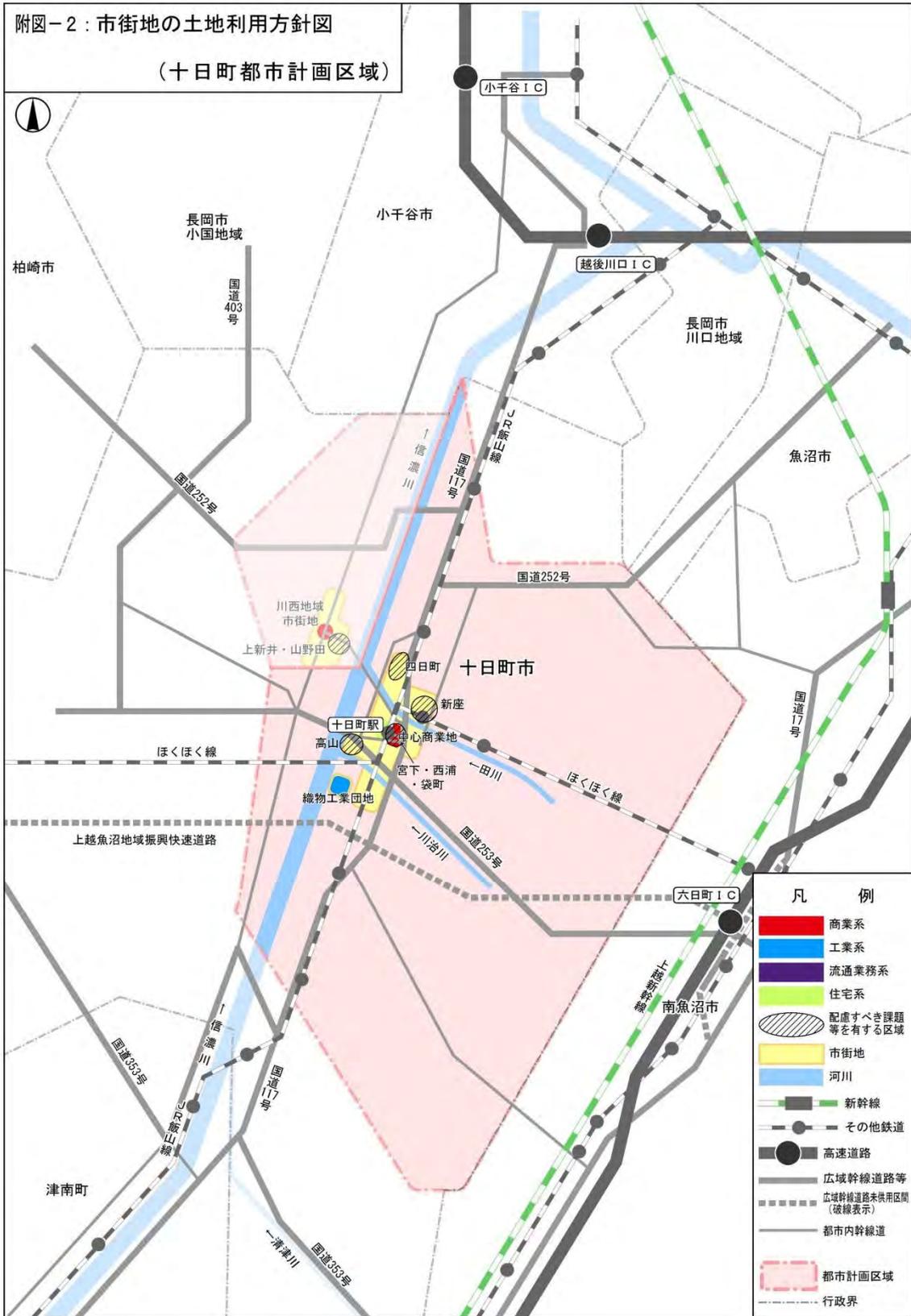


図 市街地の土地利用方針 (十日町都市計画区域)

3) 川西都市計画区域マスタープラン（平成 29 年 3 月：新潟県策定）

川西都市計画区域マスタープランは、川西都市計画区域における概ね 20 年後の都市の姿の基本的な方向（区域区分の方針や都市施設の整備目標は概ね 10 年後）を定めたものです。

【川西都市計画区域の都市づくりの目標】

- 都市機能の誘導と広域交通ネットワークを活かした交流の促進
- 自然や文化など多様な地域資源の保全と活用
- 豪雪をはじめとした自然災害に対する暮らしの安全・安心確保

【市街地の土地利用の方針（主要用途別の土地利用の方針）】

●商業地

商業地は、多様な商業施設が集積し、都市のにぎわいの中心となる地区である。個性があり魅力的な市街地の形成とにぎわいの創出を図るとともに、新たな商業機能の適正な立地を誘導しながら、都市全体の商業の動向や鉄道、道路などの交通ネットワークを考慮し、都市に必要な規模を配置する。

川西地域市街地については、地域住民のための日常的な買い物の拠点として活性化を図る。

●工業地

工業地は、地域の工業生産活動の中心となる工場、事業所などが集積する地区である。産業構造の変化へ対応しながら、原則として工業生産活動を妨げるおそれのある用途の混在を防止するとともに、周辺の居住環境への影響に十分配慮し、道路や緑地等の都市基盤との整合を図り配置する。

●住宅地

住宅地は、地域の特性を踏まえながら、良好な居住環境の維持及び形成を図る地区である。居住環境の悪化をもたらすおそれのある建物用途や建築形態の混在の防止を考慮して住宅地を配置する。また、住宅の安全性、耐久性、快適性、エネルギー効率性の向上等を目指し「新潟県住生活マスタープラン」に基づき、良質な住宅の供給を促進する。

まちなかにおいては、高齢者や子育て世帯など多様な世代が安心して暮らせる利便性の高い居住地として、居住環境の改善を図りながら、多様なニーズに対応した住宅の供給を促進する。

市街化が進行しつつある地区は、地域の特性や周辺環境との調和を図り、良好な居住環境の形成に向けた計画的な土地利用を図る。

【白地地域の土地利用の方針（地域区分別の土地利用の方針）】

●自然地域

本都市計画区域西側に連なる東頸城丘陵、関田丘陵上の緑豊かな地域は、生態系に配慮しながら将来にわたり保全する。

本区域東側を流れる信濃川、千手川、木島川については、良好な水辺の景観や豊かな生態系に配慮しながら保全する。

●農業地域

本都市計画区域東部の丘陵地から平地にかけて広がる優良農地は、食料生産のほか、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な田園景観の形成などの多面的機能を有していることから、将来にわたり保全する。

●集落地域

本都市計画区域西側の山際や郊外に点在する農村集落には、自然や田園環境に調和した低層戸建て住宅を主体とするゆとりある集落地が形成されている。これらの地域においては、適切な開発の規制、誘導を行い、周辺環境と調和したゆとりのある居住環境及び営農環境の維持、形成を図る。

●混合地域

県道沿道や市街地に近接した地域では、住宅や業務施設などが混在している。これらの地域では、環境の悪化防止及び改善を促進するため、農林漁業との調整を図った上で開発の適正な規制、誘導を図る。

●特定地域

既に住宅団地として整備されている地区は、一層の居住環境の向上を図る。
公共公益施設等として整備されている地区は、目的に応じた土地利用を促進する。

【交通施設の都市計画の決定の方針（基本方針）】

●人にも環境にもやさしい都市交通の実現

コンパクトな都市づくりを進めるため過度に自動車に依存しない都市交通を目指す。具体的には、公共交通の利便性の向上などにより持続可能な交通ネットワークを形成し、人にも環境にもやさしい都市交通の実現を目指す。

●暮らしと命を守る道路ネットワークの整備

冬期間における円滑な交通の確保や災害時における避難路や緊急輸送道路等の確保など、住民の暮らしと命を守るため、雪や災害に強い道路ネットワークの整備を目指す。

【下水道及び河川の都市計画の決定の方針（基本方針）】

●下水道

水環境や生活衛生環境の保全・改善、都市環境の向上を図るため下水道の計画的な整備を促進する。また、災害に強い都市づくりを展開するため、河川管理者とも連携し、雨水排水の強化により浸水被害の防止・軽減を図る。

本都市計画区域は、特定環境保全公共下水道がおおむね完了している。今後は、合併処理浄化槽などの地域に適した汚水処理施設の整備を促進する。さらに、将来の人口減少を見据えて、効率的・効果的な維持・更新を図る。

●河川

本都市計画区域には信濃川、千手川、木島川をはじめとする河川が流れており、各河川では、洪水による浸水被害から地域の安全を確保するために整備を進めている。また、本区域の雨水排水において重要な役割も果たしており、引き続き流下能力の向上などに努める。また、整備途上段階での施設能力や計画規模を上回る洪水に対し、被害を軽減するため、必要な河川については、洪水ハザードマップの作成・周知などにより住民の防災意識の向上を図る。

なお、農地や山林などの開発については、開発区域からの流出増による下流域の洪水等の被害を避けるため、土地利用計画に基づき適正に誘導し、流域が本来有する保水、遊水機能が損なわれないよう配慮する。

治水面での対策とあわせて、都市におけるうるおいとやすらぎの場や、多様な動植物の生息・生育・繁殖の場として、自然環境の保全や景観に配慮しながら住民に親しまれる川づくりを推進する。

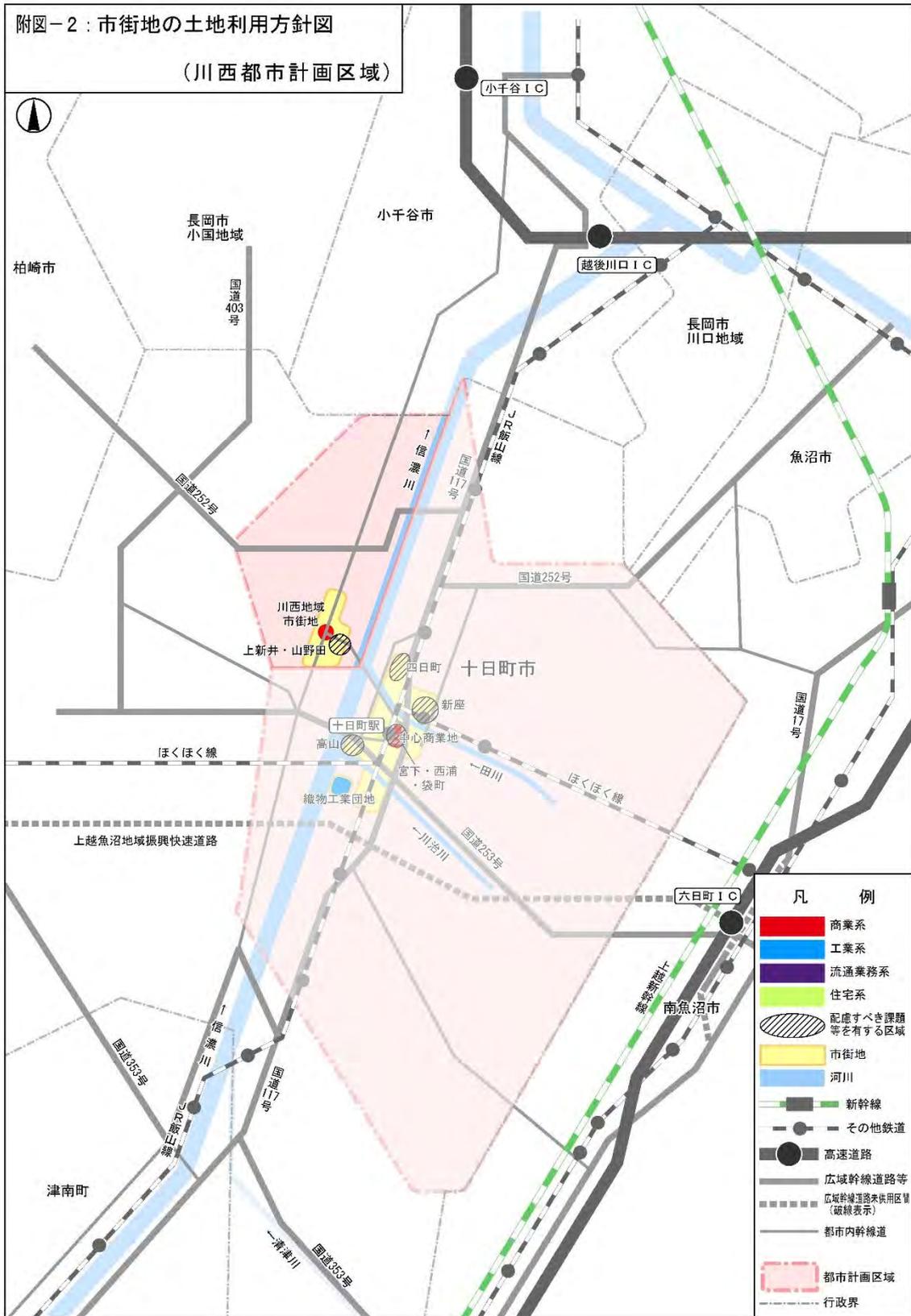


図 市街地の土地利用方針（川西都市計画区域）

4) 第二次十日町市総合計画後期基本計画（令和3年3月）

第二次十日町市総合計画後期基本計画は、基本構想を実現するための中期的な指針となるもので、施策ごとに現状や課題を整理し、具体的な施策の展開を示すとともに目標値を定め、計画的な行財政運営を図ることを目的として策定しています。

■目指すまちの姿

「選ばれて 住み継がれるまち とおかまち」

■基本方針 - 3つの方針 -

- 人にやさしいまちづくり
- 活力ある元気なまちづくり
- 安全・安心なまちづくり

■土地の利用方針

○市街地

- 十日町地域の人口集積地を市街地と位置付けます。
- 十日町市街地は市域の中心地域として商業、工業、医療、文化、交流など各種都市機能の充実と良好な居住環境形成に向けて計画的な土地利用を図ります。特に十日町駅を中心とする中心市街地においては、中心市街地活性化事業で整備した交流施設や居住施設を今後も最大限活用しながら、にぎわいのあるまちづくりを推進します。
- 将来人口がさらに減少していくことを踏まえ、拡散的な市街化を抑制し、既存市街地内の低・未利用地を活用するなどして、将来人口に見合ったコンパクトな市街地の形成に努めます。

○市街地周辺地域

- 信濃川沿いの市街地周辺地域では、各地域拠点での買い物、金融、医療などの生活支援機能の維持確保を図るとともに、周辺農業と調和した良好な集落環境の維持を図ります。
- 稲作を中心とした生産性の高い農用地の確保に努めながら、農業や文化、景観を生かしたグリーンツーリズムの推進など、集落の活性化を図ります。

○東部中山間地域

- 安全・安心な食料生産と生産性の高い営農活動ができる環境を維持するため、優良農地の保全を図ります。
- 十日町市の重要な観光拠点として、清津峡をはじめとした自然景観資源や当間高原リゾートを核とした観光レクリエーション機能の維持充実を図ります。

○西部中山間地域

- 松代および松之山地域の中心地については、地域の拠点として買い物、金融、医療などの生活支援機能の維持確保を図ります。
- 全国的に有名な棚田群や温泉地、美人林等の自然景観などを生かしながら、農業体験や滞在型観光などによる都市交流を進めるとともに、地域活性化や農地・森林の多面的機能の維持につながる土地利用を図ります。

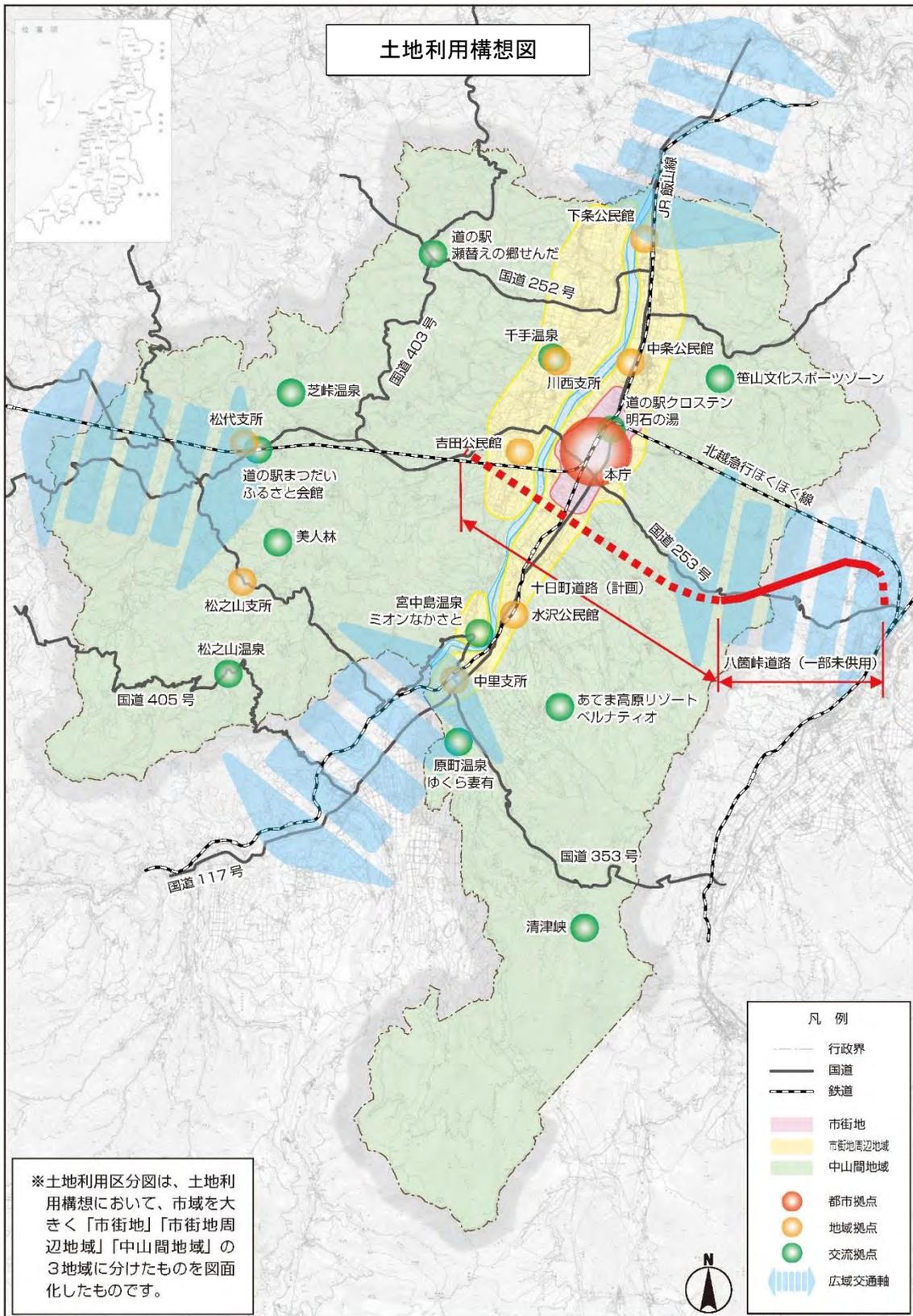


図 十日町市土地利用構想

(2) 関連計画の概要

十日町市立地適正化計画

本市は、最上位計画である「第二次十日町市総合計画後期基本計画」で掲げた目指すまちの姿・基本方針などに即しながら、十日町市ならではの持続可能な都市構造を構築するため、「十日町市立地適正化計画」を策定します。

■まちづくりの方針

中心市街地・郊外部・中山間それぞれの地域特性を生かした持続可能な都市構造を維持しつつ、コンパクトで利便性の高い賑わいある市街地づくり

■誘導方針

- 中心部のさらなる賑わいの創出・活性化
- 快適で暮らしやすい安全・安心な居住環境の形成
- メリハリある都市構造の実現に向けた公共交通の維持・確保

■目指すべき都市骨格構造

誘導区域の検討にあたり、十日町市が目指すべき都市骨格構造を以下に示します。十日町市では、まちづくりの方針を踏まえ、コンパクトで利便性の高い中心市街地の形成と、中心市街地と郊外部・中山間を連絡する公共交通の充実・強化などによる市域全体での住環境の維持などに向けた都市骨格構造の構築を目指します。

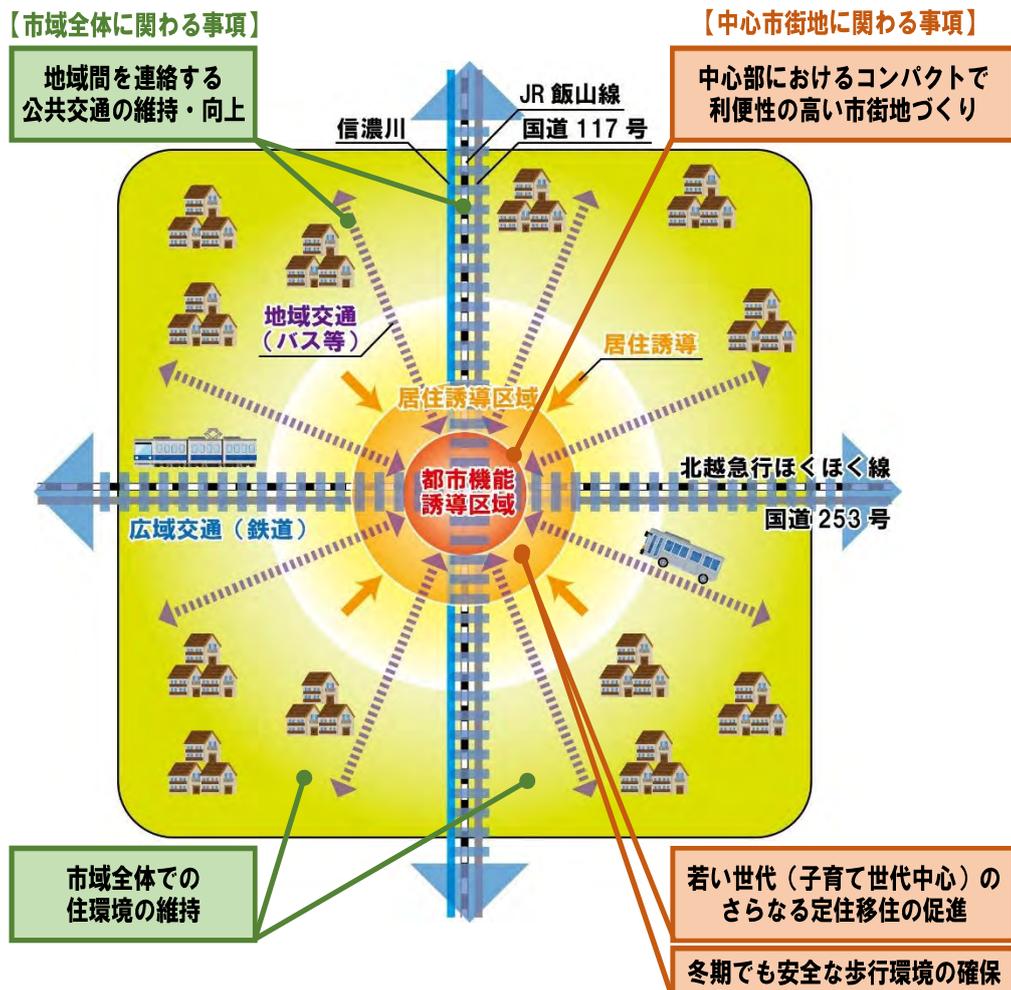


図 目指すべき都市骨格構造

2-4 住民意向調査の概要

(1) 市民アンケート

1) 調査の概要

本調査は、市民の皆様には本市の現状や将来像などを伺い、今後のまちづくりのあり方を検討するための重要な資料とするため、令和4年10月にアンケートを実施しました。以下は、調査の中から都市計画マスタープランに関連する項目を抽出し、再集計したものです。

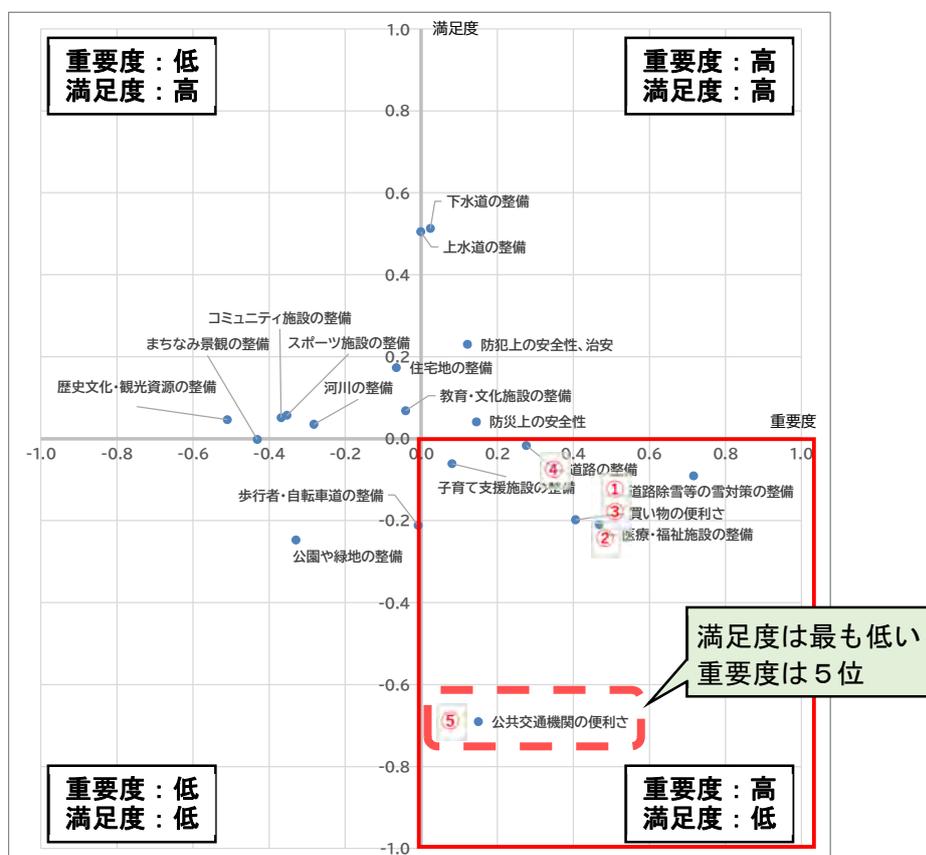
調査対象 … 十日町市在住の満20歳以上の方から無作為に2,000名を抽出
配布・回収状況 … 配布数：2,000通 回収数：866通 回収率：43.3%

2) 調査の結果

① 生活環境の満足度・重要度について

生活環境の満足度と重要度のクロス集計では、優先的に改善すべき項目（満足度が低く、重要度が高い）として、「公共交通機関の便利さ」、「医療・福祉施設の整備」、「買い物の便利さ」、「道路除雪等の雪対策の整備」、「子育て支援施設の整備」、「道路の整備」が該当しています。

図. 生活環境の満足度・重要度について（クロス）



※満足・重要：+2、やや満足・やや重要：+1、普通：0、やや不満・あまり重要でない：-1、不満・重要でない：-2として全体および各項目の平均値を算出し、その平均値の差分をプロットしたもの

② 将来の十日町市について

将来の十日町市については、「医療・福祉環境が充実したまち」が64.9%と最も高く、次いで「産業（農・商・工業）が盛んなまち」が40.1%、「災害に強い安全・安心なまち」が37.0%となっています。

③ 将来の都市施設について

将来の都市施設については、「医療・福祉施設の整備」が57.7%と最も高く、次いで「道路の整備や維持管理」が42.6%、「コミュニティバスなど公共交通の充実」が35.8%となっています。

④ 現在の場所での定住意向について

現在の場所での定住意向については、「これからも住み続けたい」が56.8%と最も高く、次いで「今後の状況による」が24.6%、「今の場所から市外の別の場所に移りたい」が9.8%となっています。

⑤ 現在の場所で住み続けたい理由について

現在の場所で住み続けたい理由については、「家や土地、農地を持っているから」が65.4%と最も高く、次いで「親戚・知人など昔から知っている人がいるから」が39.0%、「通勤・通学や買い物が便利だから」が18.9%となっています。

⑥ 現在の場所から移り住みたい理由について

現在の場所から移り住みたい理由については、「雪による日常生活への支障が大きいから」が76.0%と最も高く、次いで「通勤・通学や買い物が不便だから」が36.4%、「公共交通（バス、鉄道）が不便だから」が30.6%となっています。

※②～⑥の集計結果については、参考資料に掲載

(2) 市民意見交換会

1) 調査の概要

都市計画マスタープランの見直しに係る各地域の課題や今後のまちづくりのあり方などを伺い、改定内容に反映することを目的に、13の地域自治組織において、令和5年12月から令和6年1月にかけて、市民意見交換会を実施しました。

2) 主な意見

① 土地利用

- 空地・空家対策の推進が必要
- 若者、移住者を受け入れる住環境の整備が必要
- 高齢者が暮らし続けられる居住環境のあり方検討、集合住宅整備等による集約化が必要
- 地域の賑わい創出、生活利便性の向上に向けた商業環境の充実が必要
- (仮称)十日町インターチェンジ周辺の土地利用が必要
- 担い手確保が困難な農業を支える土地利用が必要
- 若者の働く場の確保が必要

② 道路・交通

- 上越魚沼地域振興快速道路の整備状況に合わせたアクセス道路の整備が必要
- 渋滞対策、交通安全に向けた道路拡幅等の整備が必要
- 災害時の代替道路の整備が必要
- 公共交通の維持、利便性向上が必要

③ 公園・地域資源

- 拠点となる総合公園の整備が必要
- 子育て世代に向けた身近な公園の整備が必要
- 既存の地域資源（スポーツ拠点、遺跡公園）周辺の環境整備が必要

④ 防災

- 高齢化を踏まえた除雪体制の構築が必要
- 安全、安心な暮らしを支える防災対策が必要
- 管理が難しい山林の維持が必要

⑤ 地域コミュニティ・公共施設

- 地域コミュニティ弱体化への対策が必要
- 地域の交流拠点となる施設の整備、活用、集約化が必要
- 公共施設等のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン導入の検討が必要

2-5 都市づくりの基本的課題の整理

計画見直しのポイント、本市の現況特性、上位・関連計画、住民意向を踏まえ、今後の都市づくりの基本的課題を整理します。

※[]内は、計画見直しのポイント、本市の現況特性、上位・関連計画、住民意向との主な関連

計画見直しのポイント

- I. 選ばれる“まち”づくりへの対応
- II. コンパクトな都市づくりへの対応
- III. 安全・安心な都市づくりへの対応
- IV. 魅力と個性ある都市づくりへの対応
- V. 持続可能な都市づくりへの対応
- VI. 成長する都市づくりへの対応

本市の現況特性

- 1 位置・地勢等
 - 中央部には信濃川が流れ、十日町盆地、河岸段丘が形成
 - 日本有数の豪雪地域
 - 市域の大半が山林や原野、雑種地・その他
- 2 人口・世帯数、産業
 - 人口、世帯数ともに減少傾向 ● 少子高齢化が進行
 - 地域別人口では、各地域とも減少が続く
 - 総農家数、工業や商業の事業所数は、減少傾向
 - 豊かな自然や歴史的資源を生かした観光資源が点在
- 3 交通体系
 - 国道 117 号、国道 253 号等の幹線道路網が都市骨格を形成
 - 上越魚沼地域振興快速道路が整備中
 - 飯山線やほくほく線の乗車客数は減少傾向
 - 路線バスの利用者数は減少傾向
 - 市営バスや予約型乗合タクシーの利用者数は増加傾向
- 4 公園・緑地、下水道、河川
 - 十日町市総合公園、川西総合緑地公園、信濃川運動公園等を有する
 - 公共下水道、特定環境保全公共下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽が整備
 - 信濃川水系が大半を占め、河川総延長距離は県内でも有数
- 5 区域等指定や都市施設の状況
 - 都市計画区域 19,545ha、用途地域 640ha が指定
 - 都市計画道路は、十日町都市計画区域で完成率 55.9%、川西都市計画区域で完成率 15.2%
 - 総合公園 1 箇所、街区公園 12 箇所、緑地 1 箇所が開設
 - 土地区画整理事業は、昭和 18 年以降、13 地区(142.8ha)が認可
 - 農業振興地域、上信越高原国立公園等が指定
- 6 防災
 - 過去に大火・豪雪災害・大規模地震・豪雨災害等が発生
 - 空家が年々増加し、防災・衛生・景観上の問題が顕著化
- 7 景観・文化財
 - 信濃川とその河岸段丘、市街地部、丘陵・山間地部では、それぞれ独特の環境および景観の特性を有する
 - 市街地景観は、商業地の集客力の分散により魅力が低下
 - 絹織物産地としての歴史をはじめ、数多くの文化財を有する

上位・関連計画

- A 魚沼圏域広域都市計画マスタープラン
圏域の目標：
豊かな自然・雪・伝統を活かして交流が広がる定住圏域
- B 十日町都市計画区域マスタープラン
・川西都市計画区域マスタープラン
都市づくりの目標：
○都市機能の誘導と広域交通ネットワークを活かした交流の促進
○自然や文化など多様な地域資源の保全と活用
○豪雪をはじめとした自然災害に対する暮らしの安全・安心確保
- C 第二次十日町市総合計画後期基本計画
目指すまちの姿：
選ばれて 住み継がれるまち とおかまち
- D 十日町市立地適正化計画
まちづくりの方針：
中心市街地・郊外部・中山間それぞれの地域特性を生かした持続可能な都市構造を維持しつつ、コンパクトで利便性の高い賑わいある市街地づくり

住民意向

- 市民アンケート
 - ①生活環境の満足度・重要度における優先的に改善すべき項目として、「公共交通機関の便利さ」、「医療・福祉施設の整備」、「買い物の便利さ」、「道路除雪等の雪対策の整備」、「子育て支援施設の整備」、「道路の整備」が該当
 - ②将来の十日町市については、「医療・福祉環境が充実したまち」、「産業（農・商・工業）が盛んなまち」、「災害に強い安全・安心なまち」の回答が多い
 - ③将来の都市施設については、「医療・福祉施設の整備」、「道路の整備や維持管理」、「コミュニティバスなど公共交通の充実」の回答が多い
- 市民意見交換会
 - ④空地・空家対策の推進が必要
 - ⑤若者、移住者を受け入れる住環境の整備が必要
 - ⑥高齢者が住み続けられる居住環境のあり方検討が必要
 - ⑦地域の賑わい創出、生活利便性の向上に向けた商業環境の充実が必要
 - ⑧公共交通の維持、利便性向上が必要
 - ⑨拠点となる総合公園の整備が必要
 - ⑩高齢化を踏まえた除雪体制の構築が必要
 - ⑪安全、安心な暮らしを支える防災対策が必要
 - ⑫地域コミュニティ弱体化への対策が必要

都市づくりの基本的課題

- 1 土地利用に関する課題 [I ~ VI / 1, 2, 5, 6 / A ~ D / ② ~ ⑦, ⑫]
 - 持続可能な土地利用
 - 土地利用計画
 - 空地空家対策
 - 中心市街地
 - 居住環境
 - 計画的な土地利用
- 2 都市施設整備に関する課題 [I, II, III, V, VI / 2 ~ 6 / A ~ D / ① ~ ④, ⑧, ⑨, ⑪]
 - 広域連携を支える交通体系
 - 災害に強い道路網
 - 市道・生活道路
 - 十日町駅周辺のターミナル機能
 - 鉄道輸送
 - 生活交通
 - 交通バリアフリー・交通弱者の移動
 - 既成市街地における公園緑地
 - 上下水道
 - その他の施設
- 3 防災に関する課題 [III, VI / 2, 6 / A ~ D / ②, ④, ⑪, ⑫]
 - 総合的な防災・減災対策
 - 木造建物密集地域
 - 建築物の耐震化
 - 中山間地域の防災体制
 - 災害に備えた都市空間
- 4 自然環境保全・都市環境形成に関する課題 [IV, V / 1, 4, 5 / A ~ C / ⑤, ⑥]
 - 自然環境
 - 里山環境
 - 水資源
 - 環境に配慮した脱炭素社会・循環型社会
- 5 克雪・利雪・親雪に関する課題 [III, IV / 1, 6 / A ~ C / ①, ⑤, ⑥, ⑩ ~ ⑫]
 - 道路交通環境
 - 住宅の雪対策
 - 雪冷熱エネルギー
 - 雪国の歴史文化や行事
- 6 都市景観形成・文化財保全に関する課題 [IV, V / 1, 2, 7 / A ~ C / ⑤, ⑥]
 - 自然景観
 - 市街地景観
 - 農村景観
 - 文化財・芸術的景観
- 7 地域コミュニティ活性化に関する課題 [I, VI / 2 / A ~ C / ⑤, ⑥, ⑫]
 - 中心市街地
 - 郊外部・中山間地域
- 8 その他の課題 [I ~ III, VI / 2 ~ 5 / A ~ D / ① ~ ③, ⑤ ~ ⑩]
 - バリアフリー化・ユニバーサルデザイン
 - 時代に即応した都市づくり

2-6 都市づくりの基本的課題

(1) 土地利用に関する課題

① 持続可能な土地利用

本市は、平成 17 年の市町村合併以後、市域の土地利用について、都市計画法や農振法、農地法、森林法等の個別法により定められた計画について総合的に見直し、市域全体の合理的な土地利用計画の樹立を目指してきました。今後は、人口減少や高齢化の進行などの社会経済情勢の変化を踏まえるとともに、本市における中心市街地・郊外部・中山間地域における各地域特性を生かしながら、持続可能でメリハリのある土地利用を推進していくことが必要です。

② 土地利用計画

現在、都市計画区域については、十日町都市計画区域、川西都市計画区域が設定されていますが、現在の土地利用状況などを踏まえ、必要に応じて、用途地域の見直しなどを検討するとともに、土地利用計画の検討が必要です。

③ 空地空家対策

本市では、全市域において、空地・空家が増えていることから、防災・防犯および衛生・景観上の観点から、地域住民の生活に悪影響を及ぼさないように、空地・空家の適切な管理および利活用の促進が必要です。

④ 中心市街地

本市の中心市街地では、賑わい・交流の創出に向けた各種施策が展開されてきました。今後も、中心市街地のさらなる賑わい・交流を創出するため、立地適正化計画との連携を図りながら、コンパクトで利便性の高い魅力ある中心市街地の形成に向けた土地利用の推進が必要です。

⑤ 居住環境

本市では、全市域において、人口減少や高齢化が進み、地域コミュニティの存続が危ぶまれています。今後は、各地域の特性を生かしながら、住民の生活を維持できる土地利用の検討が必要です。

また、日常生活に欠かせない集落道路、集落活性化施設等の維持管理対策が必要です。

⑥ 計画的な土地利用

上越魚沼地域振興快速道路の整備にあわせ、「(仮称)十日町インターチェンジ周辺土地利用基本構想」等を踏まえた(仮称)十日町インターチェンジ周辺やアクセス道路沿道等における計画的な土地利用の推進が必要です。また、沿道型施設の立地が進展している都市計画道路高山太子堂線沿道において、秩序ある土地利用の推進が必要です。

加えて、人口減少の抑制に向けた若者等の移住・定住の促進には、“働く場”の確保が不可欠であるため、既存産業の維持・活性化はもとより、社会経済情勢の変化に対応した多様な新規産業の進出等に資する土地利用の推進が必要です。

(2) 都市施設整備に関する課題

① 広域連携を支える交通体系

北陸自動車道と関越自動車道を接続し、高速交通ネットワークを補完するとともに、上越と魚沼の両広域圏の連携強化を促す「上越魚沼地域振興快速道路」の早期完成に向けた取組を推進することが必要です。

また、道路ネットワークとしての機能を確保するため、国道、主要地方道、一般県道の行き止まり区間の解消や未改良区間、危険箇所等の早期整備が必要です。

② 災害に強い道路網

多重性・代替性を考えた広域的な幹線道路ネットワークの形成や通行機能の確保を重視した緊急輸送路の整備、雪崩危険箇所の解消、圧雪道路の無雪化など、災害に強い道路整備や道路の防災対策が必要です。

③ 生活道路(市道)

生活道路(市道)については、優先度等を考慮しながら、住宅地内に流入する通過交通の軽減、必要な道路幅員や歩道の確保、災害時における避難ルートの設定と安全性の確保、冬期間の交通確保等に向けた消融雪施設の計画的な整備が必要です。

特に、市街地と中山間地の集落部等を連絡する生活道路(市道)の一層の整備促進が必要です。

また、生活道路(市道)の安全性を確保するため、点検・診断等の適切な維持管理および施設の長寿命化を図ることが必要です。

④ 十日町駅周辺のターミナル機能

交通結節点であるほくほく線・JR飯山線十日町駅については、駅周辺の整備や商店街との連携等によるターミナル機能の強化が必要です。

また、来訪者の利便性および回遊性を向上するため、二次交通の充実が必要です。

⑤ 鉄道輸送

ほくほく線やJR飯山線の利用促進に向け、利用しやすい環境づくりが必要です。

特に、ほくほく線については、平成27年3月の北陸新幹線の金沢までの延伸等に伴い、乗車客数が減少しているため、利用促進に向けた検討が必要です。

⑥ 生活交通

本市では、路線バスの利用者の減少に伴う路線の廃止等から、市営バスや予約型乗合タクシーを運行し、公共交通空白地域の解消や生活交通の維持・確保に取り組んでいます。今後はさらに、市街地と中山間地の集落部等を連絡する公共交通ネットワークの維持・充実、コンパクトなまちづくりに対応した中心部を回遊する公共交通サービスの提供、運行ルートやダイヤに関する情報提供の強化、交通に関する新たな技術やシステムの導入など、利便性の向上や効率化による利用促進が必要です。

また、持続的に公共交通サービスを提供するため、運転手などの担い手を確保するとともに、既存の公共交通サービスの改善・充実、地域の輸送資源を活用した取組の検討が必要です。

⑦ 交通バリアフリー・交通弱者の移動

主要な道路における歩道等の歩行者空間の確保や段差の解消など、交通バリアフリーに適應する整備が必要です。

また、運賃補助や運行本数増などを検討することにより、高齢者・障がい者・高校生等の交通弱者の移動を支える交通サービスの維持・向上が必要です。

⑧ 既成市街地における公園緑地

子どもや高齢者等が安心して利用できる空間を確保するため、必要に応じて公園緑地の再整備と利用促進が必要です。

また、既存の公園等については、今後も安全・安心に利用できるように、バリアフリー化や老朽化対策が必要です。

⑨ 上下水道

上水道については、安定給水を確保するため、老朽化した施設や管路の整備更新を計画的に進めることが必要です。また、山間部の水道未普及地域では、安全で安定的な生活用水の供給を行うため、計画的に整備を進めることが必要です。

公共下水道・特定環境保全公共下水道および農業集落排水については、各地区で概ね整備が完了しており、これらの事業の整備区域以外については、引き続き、合併処理浄化槽の整備を進める必要があります。

また、老朽化した施設の更新および長寿命化を図る必要があります。

⑩ その他の施設

人口減少や少子高齢化が進行していくなかで、市民サービスの維持を図りつつ、公共施設の適正な規模および配置を検討していく必要があります。

また、老朽化した公共施設等は、計画的な改修・更新などにより、施設の安全性確保に向けた取組が必要です。

(3) 防災に関する課題

① 総合的な防災・減災対策

近年、各地で頻発・激甚化する自然災害に対応するため、継続して都市の総合的な防災性を高める基盤施設整備をはじめ、土砂災害・水害・地震・雪害などの自然災害や原子力災害のリスクに備えたハード・ソフト両面からの防災・減災対策の強化が必要です。

② 木造建物密集地域

災害時の危険性が高い市街地内の木造建物密集地域については、建築物の不燃化や耐震化の促進や延焼遮断帯・避難路・避難場所の整備など、災害時の安全確保に向けた基盤整備が課題となっています。

また、空家の適切な管理や、平時よりもさらに条件が悪くなる降積雪期の震災を想定した対策も必要です。

③ 建築物の耐震化

市内には、昭和 56 年 5 月以前に着工した、いわゆる旧耐震基準により建築された建物が多く存在しており、安全確保のための耐震化が必要です。

④ 中山間地域の防災体制

中山間地域においては集落が点在しているうえに、人口減少と高齢化が進み、共助の活動が困難となる可能性が想定されます。

このため、避難路、避難場所、集落外との連絡道路の確保や治山・治水対策の推進、避難誘導體制の整備など、中山間地域における防災体制の整備が必要です。

⑤ 災害に備えた都市空間

災害時に安全に確実に避難できる都市空間の創出を目指し、公園・緑地の再整備や私有地の避難場所としての有効利用の検討が必要となっています。

(4) 自然環境保全・都市環境形成に関する課題

① 自然環境

本市は、自然環境保全地域に指定されている小松原湿原等をはじめ、信濃川やブナ林に代表される森林など豊かな自然に恵まれており、これらを将来においても保全・維持していくため、総合的な自然環境保全対策が必要です。

② 里山環境

本市は、重要な生産基盤・観光資源である棚田や、豊かな森林を有しており、これらを将来においても保全・維持していくため、農村の保全や担い手・後継者の確保のほか、体験交流等の場としての活用などによる活性化が必要です。

③ 水資源

本市の重要な水資源である地下水の節水や河川水の再利用などの推進、山林や農地の保全による水源かん養の促進など、長期的に安定した水源の確保が必要です。

また、観光や市民交流等の分野で水辺の利活用が進むような河川環境の維持・改善を図ることが必要です。

④ 環境に配慮した脱炭素社会・循環型社会

地球温暖化等の環境問題が深刻化するなか、本市では「十日町市地球温暖化対策実行計画」に基づき、ゼロカーボンシティの実現を目指しており、再生可能エネルギーの創出、省エネルギー、森林整備による温暖化対策など、脱炭素社会の構築に向けて幅広い分野での取組が必要であるとともに、再生可能エネルギーについては、行政・市民・事業者が一体となった取組が必要です。

また、公害防止対策や廃棄物の不法投棄防止対策等により、安心して暮らせる生活環境を確保するとともに、分別収集によるごみの排出抑制や再利用・再資源化等の推進による循環型社会の構築が必要です。

(5) 克雪・利雪・親雪に関する課題

① 道路交通環境

幹線道路の自動車交通を確保するための除雪対策や、幅員の狭い生活道路等の除雪対策の充実強化のほか、除雪の担い手不足や異常気象などの気候変動に対応した除雪体制の構築が課題となっています。

また、積雪時の安全な歩行者空間の確保が課題となっており、特に子どもや高齢者、障がいのある方等への対応が必要です。

② 住宅の雪対策

本市では、克雪住宅の普及促進に努めていますが、まだ雪下ろしを必要とする住宅が多く、住宅密集地では、雪処理の空間確保が必要であり、積雪のため緊急車両が通行不能となることも想定され、防災上の観点からも対応が必要です。

また、人口減少と高齢化により、高齢者世帯等における雪下ろしや除排雪が困難になってきており、その対応が必要です。

③ 雪冷熱エネルギー

環境保全の観点から、雪冷熱エネルギーの利用拡大に向けた検討など、雪利用の研究推進が必要です。

④ 雪国の歴史文化や行事

雪に育まれた地域固有の歴史文化の価値を維持するとともに、雪国特有の地域行事や雪まつりなどのイベントを観光資源として活用していくことが必要です。

また、それらの観光資源を回遊するルート開発などの取組を強化する必要があります。

(6) 都市景観形成・文化財保全に関する課題

① 自然景観

市域を南北に流れる信濃川およびその兩岸の河岸段丘上に広がる農地や、その背後の丘陵地からなる緑豊かな自然景観は、本市を特徴づける景観であり、その保全に努めるとともに、自然景観を生かした都市づくりが必要です。

② 市街地景観

地域特有の地形や気候などの風土に育まれた豊かな自然を保全するとともに、雪国の風土やきものの文化が感じられる魅力的な市街地景観の形成が必要です。

③ 農村景観

生活スタイルや豊かさに対する人々の価値観が大きく変化するなかで、豊かな自然環境や美しい景観、伝統文化にふれあうことのできる農村空間に対する理解が高まっています。このことから、市内に点在する山並みと調和した美しい棚田景観や、自然・風景と調和した営みから生まれた農村景観の保全・形成が必要です。

④ 文化財・芸術的景観

本市が有する国・県・市の指定文化財等について、適切に保存管理を行うとともに、古道松之山街道や文化財周辺の歴史的景観についても、貴重な歴史文化的景観資源として、保全に努める必要があります。

また、「大地の芸術祭」において創出される作品は、継続的な保存と管理をする必要があります。

(7) 地域コミュニティ活性化に関する課題

① 中心市街地

中心市街地においても人口流出や高齢化が進んでいることから、中心市街地における地域コミュニティの活性化が必要です。

② 郊外部・中山間地域

郊外部・中山間地域では高齢化集落や準高齢化集落が数多く散在し、地域活動を維持することが困難となっていることから、これらの地域コミュニティを維持・活性化するための対応策が急務です。

(8) その他の課題

① バリアフリー・ユニバーサルデザイン

少子高齢化・国際化・多様化などがますます進行する社会においては、都市計画の観点からも、高齢社会に配慮した都市づくりはもとより、年齢・性別・言語・文化などの違いにかかわらず、すべての人々が快適に暮らせるためのバリアフリー・ユニバーサルデザインを取り入れた都市づくりが必要です。

② 時代に即応した都市づくり

デジタル化の急速な進展など、社会経済情勢の変化に対応するため、IoT・AIなどの先端技術を生かし、情報化の進展に配慮するとともに、新たな価値を創造する都市づくりが必要です。

2-7 都市づくりの基本的課題を踏まえた将来像

都市づくりの基本的課題を踏まえ、都市の将来像および都市づくりの目標を設定します。

都市づくりの基本的課題

1 土地利用に関する課題

- 持続可能な土地利用
- 土地利用計画
- 空地空家対策
- 中心市街地
- 居住環境
- 計画的な土地利用

2 都市施設整備に関する課題

- 広域連携を支える交通体系
- 災害に強い道路網
- 市道・生活道路
- 十日町駅周辺のターミナル機能
- 鉄道輸送
- 生活交通
- 交通バリアフリー・交通弱者の移動
- 既成市街地における公園緑地
- 上下水道
- その他の施設

3 防災に関する課題

- 総合的な防災・減災対策
- 木造建物密集地域
- 建築物の耐震化
- 中山間地域の防災体制
- 災害に備えた都市空間

4 自然環境保全・都市環境形成に関する課題

- 自然環境
- 里山環境
- 水資源
- 環境に配慮した脱炭素社会・循環型社会

5 克雪・利雪・親雪に関する課題

- 道路交通環境
- 住宅の雪対策
- 雪冷熱エネルギー
- 雪国の歴史文化や行事

6 都市景観形成・文化財保全に関する課題

- 自然景観
- 市街地景観
- 農村景観
- 文化財・芸術的景観

7 地域コミュニティ活性化に関する課題

- 中心市街地
- 郊外部・中山間地域

8 その他の課題

- バリアフリー化・ユニバーサルデザイン
- 時代に即応した都市づくり

都市の将来像

地域の魅力を磨き上げ、
選ばれるまち、
安全・安心に住み続けられるまち

都市づくりの目標

目標 1

ふるさとの自然を守り、育て、
環境に配慮した持続可能な都市づくり

目標 2

市民が愛着や誇りを持てる、
魅力と個性ある雪国文化を
創造する都市づくり

目標 3

誰もが安心して暮らせる安全な都市づくり

目標 4

地域資源を生かしながら、
誰もが快適に住み続けられる
コンパクトな都市づくり

目標 5

活力ある産業を育て、
賑わいと交流を創出し、
成長・発展する都市づくり